

令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の  
情報集計処理業務に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入 札 説 明 書

入 札 心 得

入 札 書 様 式

電子入札案件の書面入札参加様式

委 任 状 様 式

予算決算及び会計令（抜粋）

仕 様 書

入 札 適 合 条 件

契 約 書 （ 案 ）

令和5年6月  
原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

# 入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁  
長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和5年6月30日付け公告）に基づく入札については、関係法令、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/sites/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか下記に定めるところによる。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務

#### (2) 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

#### (3) 納入場所

仕様書による。

#### (4) 入札方法

入札金額は、総価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁の交付する仕様書に基づき適合証明書を作成し、適合証明書の受領期限内に提出しなければならない。

また、支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された適合証明書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した証明書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

### 4. 入札説明会の日時及び場所

開催しない。

### 5. 適合証明書の受領期限及び提出場所

#### (1) 受領期限

令和5年7月18日（火） 17時00分

#### (2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル7階  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門

#### (3) 提出方法

##### ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は（1）の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

##### イ. 書面で参加する場合

書面で参加する場合は（1）の期限までに入札心得に定める様式2による書面入札届と合わせて提出すること。

提出方法は持参、郵送または電子メールによるものとする。郵送の場合は確実に届くよう、配達証明等で送付すること。

電子メールで送付する場合には、15.（2）本件に関する照会先に送付すること。なお、容量が10MBを超過する場合は、分割して提出すること。

また、原子力規制庁到着時刻をもって提出期限の判断を行うこととなるため、余裕をもって提出すること。期限を超えた場合には理由を問わず入札に参加することはできない。

#### (4) その他

審査の結果は令和5年7月28日（金）中に電子調達システムで通知する。書面により入札に参加する者へは、書面で通知する。（審査結果通知書）

### 6. 競争執行の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時：令和5年8月1日（火） 15時30分

場所：原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

入札書の提出は以下の方法のみであり、メール等その他の方法による提出は認めない。

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1)の日時まで同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1)の日時まで提出済みであること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を

6. (1)の日時及び場所に持参すること。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

支出負担行為担当官が採用できると判断した適合証明書を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札額によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書作成の要否 要

11. 契約条項 契約書（案）による。

12. 支払の条件 契約書（案）による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
  
14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地  
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介  
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号
  
15. その他
  - (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において速やかに書面をもって説明しなければならない。
  - (2) 本件に関する照会先  
担当：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線規制部門  
星 孝行、田村 康明  
電話：03-5114-2155  
メールアドレス※ housyasenkiseibumon@nra.go.jp  
※メールで問合せの際には、併せて電話にてその旨を報告すること。
  - (3) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先  
政府電子調達システム（GEP S）  
ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>  
ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）  
受付時間 平日 9時00分～17時30分

(別 紙)

## 原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

### 1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。  
ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムより入札書を提出すること。」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、

当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封かんし、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名(支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載)及び「令和5年8月1日開札[令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務]の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

#### 7. 代理人等(代理人又は復代理人)による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続を終了しておかななければならない。

#### 8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

#### 9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

#### 10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手続を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入

札

- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあっては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

#### 11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

#### 12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会がない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

#### 13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
  - ① 工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額



- ② 前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。
14. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法  
当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。  
なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
15. 落札決定の取消し  
落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
16. 契約書の提出等  
(1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。  
(2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
17. 契約手続において使用する言語及び通貨  
契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別記)

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

#### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式1)

# 入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

## 記

- 1 入札件名 : 令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(様式2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代表者役職・氏名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式で参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務
2. 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

E - m a i l :

(様式3-①)

## 委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地  
(委任者) 商号又は名称  
代表者役職・氏名

代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

# 委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地  
(委任者) 商号又は名称  
所属(役職名)  
代理人氏名

復代理人所在地  
(受任者) 所属(役職名)  
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務

担当者等連絡先

部署名:

責任者名:

担当者名:

T E L :

E - m a i l :

(参 考)

### 予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認  
可等の情報集計処理業務

仕様書



## 1. 件名

令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務

## 2. 目的

原子力規制委員会では、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「法」という。）に基づく安全規制等を行っている。法の規制対象となる放射性同位元素等は医療、農業、工業など幅広い分野で用いられており、また、その利用形態も年々多様化しつつある。本業務は、法に関する今後の政策立案等に資するため、本法令に係る許認可等の情報を整理・集計し、放射線利用状況等について統計的な情報を得ることを目的とする。

## 3. 集計対象

令和5年3月31日時点の法に係る許認可情報等（対象となる事業所数 約8,000件）

## 4. 実施期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

## 5. 実施場所

請負者の所在場所

## 6. 作業内容

<令和4年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報収集結果報告>

令和4年度（2022年度）末（3月31日）時点の法に係る許認可情報、放射性同位元素等について、以下の項目につき集計を実施して表及びグラフを作成し、集計結果報告書を作成する。表及びグラフを作成する際の令和4年度以外の年度のデータについては、原子力規制庁が提供する作業データを用いる。

また、表及びグラフを作成する際、別紙1「放射性同位元素等の規制に関する法律に係る許認可等の情報収集結果報告」を参考に作成する。

本仕様書における「**機関**」とは、以下の分類とする。

医療機関：医療法に基づくすべての病院及び診療所（国立、公立及び私立の機関の附属の病院並びに診療所）

研究機関：国立、公立、私立の研究所及び試験所並びに教育機関及び民間企業の附属研究所、試験所及び研究施設

教育機関：学校教育法に基づく国立、公立及び私立の全ての学校（研究機関に属する機関を除く）

民間企業：民間の工場及び作業所（研究機関に属する機関を除く）

その他機関：前記の分類に属さない機関（国、地方公共団体等）

なお、下記(1)～(2)中の**太字下線部分**は、6.の中で定義がなされているものである。

### (1) 概要編

(イ) 使用許可・届出事業所数の推移

①使用許可・届出事業所数の推移（機関別、年度別：表形式）

2022 年度末時点での各機関（総数含む。）の使用許可事業所数、届出事業所（表示付認証機器届出事業所を含む。）数を集計し、10 年間）の各年度末時点での各機関（総数含む。）の事業所数を表形式でまとめる。

②使用許可・届出事業所数の年度推移（機関別、年度別：グラフ形式）

上記①の結果を踏まえ、1959 年度から 2022 年度の年度末時点での各機関（総数含む。）の使用許可・届出事業所数の推移について、折れ線グラフ形式でまとめる。

③表示付認証機器の使用届出数の推移（機関別、年度別）

2022 年度末時点における各機関（総数含む。）の表示付認証機器の使用届出数を集計し、5 年間の各年度末時点での各機関（総数含む。）の台数の推移について、表形式及び折れ線グラフ形式でまとめる。

(ロ) 販売・賃貸事業所数の推移（年度別）

2022 年度末時点における各機関の販売事業所数及び賃貸事業所数を集計し、5 年間の各年度末時点での推移について、表形式及び棒グラフ形式でまとめる。

棒グラフは、各年度末時点での総数で表示し、賃貸業と販売業の内訳を視認できるようにする。

(ハ) おもな密封放射性同位元素の使用許可・届出事業所数

①全ての機関（核種別、年度別）

2022 年度末時点での全ての機関におけるおもな密封放射性同位元素の使用許可・届出事業所（表示付認証機器届出事業所は含まない。）数の推移について核種毎に集計を行い、5 年間の推移を表形式及び折れ線グラフ形式でまとめる。

折れ線グラフは、使用許可・届出事業所数の上位 10 核種及びその他（上位 10 種を除いた核種+Others の事業所数の合計。「Other（上位 10 核種以外）Total」と表記。）について作成する。

「おもな密封放射性同位元素の核種」とは以下の核種とする（以下同じ。）。

【おもな密封放射性同位元素の核種】

3H

14C

22Na

55Fe

57Co

60Co

63Ni

68Ge  
85Kr  
90Sr  
109Cd  
119mSn  
124Sb/Be  
125I  
133Ba  
137Cs  
147Pm  
151Sm  
153Gd  
170Tm  
192Ir  
198Au  
204Tl  
210Po  
226Ra  
241Am  
241Am/Be  
244Cm  
252Cf  
Others（上記以外の密封放射性同位元素）

②各機関（核種別、年度別）

各機関について、それぞれ上記①と同様に集計し、表形式及び折れ線グラフ形式でまとめる。

(二) 放射線発生装置の使用許可台数

①全ての機関（種類別、年度別）

2022 年度末時点での全ての機関における放射線発生装置毎の使用許可台数を集計し、5 年間の年度末時点での放射線発生装置の種類毎の台数の推移を表形式及び折れ線グラフ形式でまとめる。

グラフは、各放射線発生装置の台数の桁数が大きく異なる場合、必要に応じて一部を拡大するなど、視認性を考慮する。

「放射線発生装置の種類」は以下のとおりとする（以下同じ）。

【放射線発生装置】

サイクロトロン  
シンクロトロン  
シンクロサイクロトロン  
直線加速装置  
ベータトロン

ファン・デ・グラーフ加速装置  
コッククロフト・ワルトン加速装置  
変圧器型加速装置  
マイクロトロン  
プラズマ発生装置

②各機関（種類別、年度別）

各**機関**において、それぞれ上記①と同様に集計し、表形式及び折れ線グラフ形式でまとめる。

(2) 資料編

(2. 1) 概況

(イ) 使用許可・届出事業所数、販売・賃貸事業所数

①使用許可・届出事業所数の推移（機関別、年度別）

6. (1) (イ) ①と同一の表及び6. (1) (イ) ②と同一の折れ線グラフとする。

②使用許可・届出事業所数の推移（都道府県別、年度別）

2022年度末時点での都道府県（全国総数含む。）毎の許可・届出事業所（表示付認証機器届出事業所を含む。）数を集計し、10年間の推移を表形式でまとめる。

その際、2022年度の欄には全国総数に対する各都道府県の構成比（%）も併記する。

③使用許可・届出事業所数の地域分布（都道府県別、機関別）

上記②の2022年度末時点における都道府県毎及び全国総数の結果について、各**機関**及びその総数に分類し、さらにそれらの分類毎に総数、許可事業所、届出事業所（表示付認証機器届出事業所を含む。）に分類して集計し、表形式及び棒グラフ形式でまとめる。

その際、棒グラフは都道府県毎の総数とし、使用許可事業所、届出事業所の内訳が視認できるようにする。

④使用許可・届出事業所数（機関別、利用形態別）

2022年度末時点における使用許可・届出事業所（表示付認証機器届出事業所を含む。）数について、**機関**（総数含む。）毎に、利用形態毎の事業所数を集計し、表形式でまとめる。

**機関**の総数については利用形態毎の構成比（%）を併記し、利用形態については、非、密及び発それぞれの延べ数についても集計を行う。

また、この表形式でまとめた結果を、帯グラフ形式でまとめる。

「利用形態」は以下のとおりとする（以下同じ。）。

【利用形態】

総 数：使用許可・届出事業所の総数

非のみ：使用許可・届出事業所の内、非密封放射線源のみを扱う事業所

密のみ：使用許可・届出事業所の内、密封放射線源のみを扱う事業所

発のみ：使用許可・届出事業所の内、放射線発生装置のみを扱う事業所

非・密：使用許可・届出事業所の内、非密封放射線源及び密封放射線源を扱う事業所

非・発：使用許可・届出事業所の内、非密封放射線源及び放射線発生装置を扱う事業所

非・密・発：使用許可・届出事業所の内、非密封放射線源、密封放射線源及び放射線発生装置を扱う事業所

⑤販売・賃貸事業所数の推移（年度別）

6.（1）（ロ）と同一の表とする。

（ロ）利用状況

① おもな密封放射性同位元素の使用許可・届出事業所数（核種別、機関別）

2022 年度末時点におけるおもな密封放射性同位元素の使用許可・届出事業所（表示付認証機器届出事業所は含まない。）数について、**おもな密封放射性同位元素の核種毎に、各機関**（総数含む。）の事業所数を集計し、表形式でまとめる。

総数については、構成比として、上記（イ）⑤の密における延べ数に対する比（%）を併記する。

② 発生装置の使用許可台数（種類別、機関別）

2022 年度末時点の放射線発生装置の使用許可台数について、**放射線発生装置の種類毎に、各機関**（総数含む。）の台数を集計し、表形式及び帯グラフ形式でまとめる。

③ 表示付認証機器の使用届出台数

2022 年度末時点での表示付認証機器の使用届出台数について、表示付認証機器の分類毎に、各**機関**の台数を集計し、表形式でまとめる。

表示付認証機器の分類は以下のとおりとする。

【表示付認証機器】

校正用線源

厚さ計

レベル計

密度計

水分密度計

水分計

ガスクロマトグラフ

静電除去装置  
爆発物・薬物検知機  
濃度計  
その他

## (2. 2) 各機関別利用状況

本章における集計データには、表示付認証機器を含まないものとする。

### (イ) 医療機関

#### ① 使用許可・届出事業所数（開設者別）

2022 年度末時点における医療機関の使用許可・届出事業所（表示付認証機器届出事業所は含まない。）数について、開設者（総数含む。）毎に、総数、許可及び届出別に事業所数を集計し、表形式でまとめる。

「**開設者**」の分類については以下のとおりとする（以下同じ。）。

#### 【開設者】

病院（総数）  
国・独立行政法人  
公的・地方独立行政法人  
医療法人及び個人  
その他  
診療所

#### ② 使用許可・届出事業所数（開設者別、利用形態別）

2022 年度末時点における医療機関の使用許可・届出事業所数（表示付認証機器届出事業所は含まない。）について、開設者（総数含む。）毎に、利用形態毎の事業所数を集計し、表形式及び帯グラフでまとめる。

グラフについては、開設者毎に利用形態の内訳が視認できるようにする。

#### ③ 使用許可・届出事業所数（都道府県別、利用形態別）

2022 年度末時点における使用許可・届出事業所について、都道府県毎（全国含む。）、利用形態毎に集計を行い、表形式でまとめる。

#### ④ 近接治療装置の使用許可・届出事業所数

2022 年度末時点における、近接治療装置の使用許可・届出事業所数について、近接治療装置に用いる核種毎に、近接治療装置毎（総数含む。）の事業所数を集計し、表形式でまとめる。その際、中、高線量率近接治療装置については、許可・届出台数も集計する。

近接治療装置の分類及び近接治療装置に用いる核種の分類は以下のとおりとする。

#### 【近接治療装置】

低線量率近接治療装置

less Than 100MBq  
100MBq～less Than 1GBq  
1GBq～less Than10GBq  
10GBq and over  
中、高線量率近接治療装置

【近接治療装置に用いる核種】

60Co  
90Sr  
103Pd  
106Ru  
125I  
137Cs  
192Ir  
198Au  
226Ra

- ⑤ 遠隔照射治療装置の使用許可台数（放射能別、発生装置の種類別、年度別）  
2022 年度末時点における遠隔照射治療装置の使用許可台数及び事業所数  
（事業所数は総数除く。）を集計し、過去 5 年年間の各年度末時点の台数を  
表形式でまとめる。また、2022 年度は、構成比（%）も併記する。  
遠隔照射治療装置の分類は、放射性同位元素（60Co 及び 137Cs）の放射能  
と放射線発生装置に分け、以下のとおりとする。

【放射能】

less than 1TBq  
1TBq～less than 10TBq  
10TBq～less than 100TBq  
100TBq, and over

【発生装置】

直線加速装置  
ベータトロン  
サイクロトロン  
シンクロトロン  
シンクロサイクロトロン  
マイクロトロン

- ⑥ おもな装備機器等の使用許可・届出台数（機器の種類別、核種別）  
2022 年度末時点でのおもな装備機器等の使用許可・届出台数について、  
次の分類の核種毎に、次の分類の機器毎の台数を集計し、表形式でまとめる。

【核種】

63Ni  
68Ge  
90Sr  
125I  
133Ba  
137Cs  
153Gd  
226Ra  
241Am  
Others

【おもな装備機器】

ガスクロマトグラフ  
骨塩定量分析装置  
血液照射装置  
校正用線源

(ロ) 教育機関及び研究機関

① 使用許可・届出事業所数（教育・研究機関の種類別）

2022年度末時点における教育・研究機関の使用許可・届出事業所（表示付認証機器届出事業所は含まない。）数について、教育・研究機関の種類毎に、許可・届出別（総数含む。）の事業所数を集計し、表形式でまとめる。

「教育・研究機関」の種類」は以下のとおりとする（以下同じ。）。

【教育機関】

大学  
  国立・独立行政法人  
  公立・地方独立行政法人  
  私立  
短大・高専  
高校

【研究機関】

大学付属  
国立・独立行政法人  
公立・地方独立行政法人  
特殊法人・公益法人  
私立

② 使用許可・届出事業所数（教育機関・研究機関の種類別、利用形態別）

2022年度末時点における教育機関・研究機関の使用許可・届出事業所（表



示付認証機器届出事業所は含まない。) 数について、教育・研究機関の種類毎に、利用形態毎の事業所数を集計し、表形式及び帯グラフ形式でまとめる。グラフについては、大学及び研究機関の2分類とする。

③ 照射装置の使用許可・届出台数(放射能別、発生装置の種類別、分野別)

2022年度末時点における照射装置の使用許可・届出台数について、総数、教育機関及び研究期間毎の台数を集計し、表形式でまとめる。また、総数は、構成比(%)も併記する。

照射装置の分類は、放射性同位元素( $\gamma$ 線源)の放射能と**放射線発生装置の種類**でさらに分類する。

また、この結果から、 $\gamma$ 線源、発生装置それぞれの分類の構成比を円グラフ形式でまとめる。

「 $\gamma$ 線源の放射能」の分類については、以下のとおりとする(以下同じ。)

【 $\gamma$ 線源の放射能】

- less than 10GBq
- 10GBq~less than 100GBq
- 100GBq~less than 1TBq
- 1TBq~less than 10TBq
- 10TBq~less than 100TBq
- 100TBq, and over

(ハ) 民間企業

① 使用許可・届出事業所数

2022年度末時点での民間企業の使用許可・届出事業所数について、業種毎(総数含む。)に許可・届出の別(総数、許可及び届出)毎の事業所数を集計し、表形式でまとめる。その際、許可・届出の別の総数については、構成比(%)も併記する。

民間企業の「**業種**」の分類は以下のとおりとする(以下同じ。)

【業種】

- 鉱業
- 建設
- 食料品
- 繊維
- パルプ・紙
- 化学
- 石油・石炭製品
- ゴム製品
- ガラス・土石製品
- 鉄鋼

非鉄金属  
金属製品  
機械  
電気機器  
輸送用機械  
精密機器  
その他製造  
電気・ガス  
非破壊検査  
その他計測サービス  
その他

② 使用許可・届出事業所数（業種・利用形態別）

2022 年度末時点での使用許可・届出事業所数について、**業種**毎（総数含む。）に、**利用形態**毎の事業所数を集計し、表形式にまとめる。その際、業種の総数については、構成比も併記する。

③  $\gamma$ 線照射装置の使用許可・届出台数（放射能別）

2022 年度末時点での  $\gamma$  線照射装置の使用許可・届出台数について、 **$\gamma$ 線源の放射能**の分類（総数含む。）毎に集計し、表形式でまとめる。その際、総数以外については、許可・届出事業所数も併記する。

(二) その他の機関

①  $\gamma$ 線照射装置の使用許可・届出台数（放射能別）

2022 年度末時点での  $\gamma$  線照射装置の使用許可・届出台数について、 **$\gamma$ 線源の放射能**の分類（総数含む。）毎に集計し、表形式でまとめる。その際、総数以外については、許可・届出事業所数も併記する。

7. 本事業を実施するために原子力規制庁が提供する情報

(1) 原子力規制庁は本事業を実施するにあたり、放射性同位元素等規制法に係る運用管理システム<sup>1</sup>から、別紙 2「放射性同位元素等規制法に係る運用管理システムから抽出するデータ一覧」に掲げるデータを抽出し、csv 形式で提供する。

(2) 原子力規制庁は令和 4 年度に実施した委託契約である、「令和 4 年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務」の成果の内、本事業を実施するのに必要なものを提供する。

---

<sup>1</sup>法に基づく申請・届出等に関する許認可情報、許可届出使用者等の情報等の管理等を行うシステム。

## 8. 納入成果物

次の提出書類を発注者による検収後、直接手渡しにて提出すること。

- ・ 電子媒体（CD-ROM 等）二式

## 9. 成果物納入期限

令和6年3月29日

## 10. 提出書類及び納入品目

### (1) 提出書類

請負者が原子力規制庁の承認を受けるため、又は原子力規制庁に報告するために提出する書類、提出部数、提出期日は、下表のとおりとする。

また、検収時内容確認用にハードコピーを1部提出すること。成果報告書の電子媒体には下表1～9の提出書類も含めること。

	提出書類	提出部数	提出期日
1	実施体制表	1	契約締結後速やかに 変更時は改訂版を速やかに提出すること
2	下請負届	1	契約締結後速やかに 該当しない場合は省略できる。
3	品質計画書 <sup>(注1)</sup>	1	契約締結後速やかに提出し、原子力 規制庁の承認を受けること。
4	提出書類一覧表	1	契約締結後速やかに
5	月報 <sup>(注2)</sup>	1	毎月末日正午 <sup>(注3)</sup>
6	トピックス報告書	1	その都度
7	成果報告書 <sup>(注4)</sup>	1	令和6年3月29日まで
8	令和5年度放射性同位 元素等規制法に係る許 認可等の情報収集結果 報告	1	令和6年3月29日まで
9	完了届	1	納入時

注1) 品質計画書の品質要求事項は11.によるものとする。

注2) 電子情報（Word、PDF形式）をe-mail又は電子媒体に提出すること。

注3) 提出日が土日祝日の場合は、前平日とする。また年度末、年末年始の提出日・  
提出方法については、原子力規制庁と協議し、原子力規制庁の指示に従うこと。

注4) 成果報告書には、集計の手順・考え方を記載すること。

### (2) 納入品目及び納入場所

①納入品目：(1)に定める提出書類

②納入場所：原子力規制委員会 原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ  
放射線規制部門

(東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル 7階)

## 1 1. 品質計画書

品質計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

### (1) 品質管理体制

受注業務に対する品質を確保するための、十分な体制が構築されていること。

- ・作業実施部署は品質管理部署と独立していること。
- ・実施責任体制が明確となっていること（実施責任者と品質管理責任者は兼務しないこと）。

### (2) 品質管理の具体的な方策

受注業務に対して品質を確保するための、当該業務に対応した具体的な作業に関する方法（チェック時期及びチェック内容）が明確にされていること。

### (3) 担当者の技術能力

業務に従事する者の技術能力を明確にすること。

## 1 2. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、原子力規制委員会原子力規制庁担当官（以下「担当官」という。）による納入成果物の検品を行い、合格をもって検収とする。

## 1 3. 情報セキュリティの確保

請負者は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
- (3) また、本業務において受託者が作成する情報については、担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (4) 請負者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (5) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。  
また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (6) 請負者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。
- (7) 請負者は、原子力規制委員会が請負者に開示する情報に含まれる個人情報について、別途「個人情報に係る取扱誓約書」を請書とあわせて原子力規制委員会原子力規制庁に提出すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nra.go.jp/data/000129977.pdf>

#### 1 4. 保証

納入年度の翌年度末までに誤入力、又は、仕様書と異なる点が発見された場合は、請負者において無償で、速やかに原因究明を行い、その原因による不備について影響を受ける範囲を修正した上で、正誤表の作成、訂正版のDVDディスク及びデータの作成等の必要な作業を行い、これを納入を行う。

上記の訂正を行うために必要となる資料及び訂正結果の納入物については、当庁と相談の上決定し、作業等を行う。

#### 1 5. 再委託に関する事項

本請負に当たっては、第三者に対してその作業の全部又は一部について、第三者に請け負わせてはならない。

#### 1 6. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議し、その指示に従うこと。
- (2) 作業実施者は、担当官と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (3) 業務上不明な事項が生じた場合は、担当官に確認の上、その指示に従うこと。
- (4) 常に、担当官との緊密な連絡・協力関係の保持及び十分な支援を提供すること。
- (5) 本調達において納品される成果物の著作権は、検収合格が完了した時点で、当庁に移転する。請負者は、成果物の作成に当たり、第三者の工業所有権又はノウハウを実施・使用するときは、その実施・使用に対する一切の責任を負う。
- (6) 成果物納入後に請負者の責めによる不備が発見された場合には、請負者は、無償で速やかに必要な措置を講ずること。

以 上

放射性同位元素等の規制に関する法律に係る許認可等の  
情報集計結果報告

《 概 要 》



# 凡 例

## I 統計の範囲

この統計は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」（施行：昭和33年4月1日。令和元年9月1日以降「放射性同位元素等の規制に関する法律」と改称した。以下、放射性同位元素等規制法という）の規定にもとづいて、放射性同位元素または放射線発生装置の使用を原子力規制委員会に許可された事業所、1個または1式あたりの放射能が下限数量の1,000倍以下の密封された放射性同位元素のみの使用を原子力規制委員会に届け出た事業所および表示付認証機器の使用を届け出た事業所を対象としたものであり、1～4章の構成としている。

## II 用語

### 1. 使用許可・届出事業所および表示付認証機器届出事業所：

放射性同位元素等規制法の規定にもとづいて、放射性同位元素または放射線発生装置の使用を原子力規制委員会に許可された事業所（**許可事業所**）、1個または1式あたりの放射能が下限数量の1,000倍以下の密封された放射性同位元素のみの使用を原子力規制委員会に届け出た事業所（**届出事業所**）および表示付認証機器の使用を届け出た事業所（**表示付認証機器届出事業所**）

### 2. 販売・賃貸事業所：

放射性同位元素等規制法の規定にもとづいて、放射性同位元素を業として販売または賃貸することを原子力規制委員会に届け出た事業所

### 3. 医療機関：

医療法にもとづく病院および診療所  
（教育機関および民間企業の附属病院ならびに診療所を含む）

### 4. 教育機関：

学校教育法にもとづく学校（大学にあってはその学部）。大学の附属病院および附属研究所・試験所・研究施設等を除く

### 5. 研究機関：

国立、独立行政法人、公立、特殊法人、公益法人等の研究所および試験所ならびに教育機関または民間企業の附属研究所・試験所・研究施設

### 6. 民間企業：

民間の工場および作業場。附属研究所・試験所・研究施設ならびに附属病院を除く

### 7. その他の機関：上記3.，4.，5. および6. の分類に属さない事業所

### 8. 集計期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日の間とする

## III 記号

- ：計数零の場合
- ・ ：統計項目のない場合
- 0 ：数または比率が微小（0.5未満）の場合



# Explanatory Notes

## I Coverage of Statistics

This booklet presents the statistical data on the following three types of establishments; 1) the establishments which have been permitted by the Nuclear Regulation Authority, Japan (hereinafter called the “NRA”) to use radioisotopes and/or radiation generators, 2) the establishments which have notified and have been accepted by the NRA to use only sealed radioisotopes of not more than one thousand times of the exemption level for each kind of radioisotopes in one piece (or one set or one unit in normal use), and 3) the establishments which have notified the NRA to use only approved devices with certification labels, as provided by Act on Prevention of Radiation Hazards due to Radioisotopes, etc. (Act No.167 of June 10, 1957, September 1, 2019: It was renamed the Act on the Regulation of Radioisotopes, etc), hereinafter called the “Radiation Hazards Prevention Act”.

## II Terms and Abbreviations

### 1. Users:

The establishments which have been permitted by the NRA to use radioisotopes or radiation generators (designated as "permitted users") and the establishments that have notified and have been accepted by the NRA to use only sealed radioisotopes of not more than one thousand times of the exemption level for each kind of radioisotopes in one piece (or one set or one unit for normal use) ("registered users"), and have notified the NRA to use only approved devices with certification labels, ("notifying user of the approved devices with certification labels", hereinafter called “notifies”).

### 2. Dealers and Lessors:

The establishments have been accepted by the NRA to deal with or rent radioisotopes or instruments containing radioisotopes as provided by the Radiation Hazards Prevention Act.

### 3. Hospitals and Clinics:

Hospitals affiliated to educational institutions and industrial companies are included.

### 4. Educational Institutions:

Faculties of universities, colleges and high schools, their attached hospitals and research institutions are excluded.

### 5. Research Institutions:

Research institutions affiliated to educational institutions and industrial companies are included.

### 6. Private Companies:

Factories and works

### 7. Other Organizations:

Organizations other than those falling under the above-mentioned 3., 4., 5. and 6.

### 8. Fiscal Year:

From April 1, 2021 to March 31, 2022

## III Symbols

The following symbols are used in the tables.

- : Nil
- : Class or item not applicable
- 0 : Figure less than 0.5

# 目次

## (1) 概要

1	使用許可・届出事業所数	
1-1	使用許可・届出事業所数の推移（機関別，年度別）	1
図1-1	使用許可・届出事業所数の年度推移	2
1-2	表示付認証機器の使用届出台数の推移（機関別，年度別）	3
図1-2	表示付認証機器の使用届出台数の年度推移	3
2	販売・賃貸事業所数	
2-1	販売・賃貸事業所数の推移（年度別）	4
図1-3	販売・賃貸事業所数の年度推移	4
3	おもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数	
3-1	全ての機関 使用許可・届出事業所数の推移（核種別，年度別）	5
図1-4	おもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移	5
3-2	医療機関 使用許可・届出事業所数の推移（核種別，年度別）	6
図1-5	医療機関におけるおもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移	6
3-3	教育機関 使用許可・届出事業所数の推移（核種別，年度別）	7
図1-6	教育機関におけるおもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移	7
3-4	研究機関 使用許可・届出事業所数の推移（核種別，年度別）	8
図1-7	研究機関におけるおもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移	8
3-5	民間企業 使用許可・届出事業所数の推移（核種別，年度別）	9
図1-8	民間企業におけるおもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移	9
3-6	その他の機関 使用許可・届出事業所数の推移（核種別，年度別）	10
図1-9	その他の機関におけるおもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移	10
4	発生装置の使用許可台数	
4-1	全ての機関 発生装置の使用許可台数の推移（種類別，年度別）	11
図1-10	発生装置の使用許可台数の年度推移	11
4-2	医療機関 発生装置の使用許可台数の推移（種類別，年度別）	12
図1-11	医療機関における発生装置の使用許可台数の年度推移	12
4-3	教育機関 発生装置の使用許可台数の推移（種類別，年度別）	13
図1-12	教育機関における発生装置の使用許可台数の年度推移	13
4-4	研究機関 発生装置の使用許可台数の推移（種類別，年度別）	14
図1-13	研究機関における発生装置の使用許可台数の年度推移	14
4-5	民間企業 発生装置の使用許可台数の推移（種類別，年度別）	15
図1-14	民間企業における発生装置の使用許可台数の年度推移	15
4-6	その他の機関 発生装置の使用許可台数の推移（種類別，年度別）	16
図1-15	その他の機関における発生装置の使用許可台数の年度推移	16

# CONTENTS

## SUMMARY

1	Number of Users (Permitted and Registered & Notifies)	
1-1	Changes with the Year in the Number of Users by Category of Organizations and License (as of March 31 of Each Year from 2013 to 2022).....	1
Fig.1-1	Changes with the Year in the Number of Users .....	2
1-2	Changes with the Year in the Number of Approved Devices with certification labels in Use by Category of Organizations (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022).....	3
Fig.1-2	Changes with the Year in the Number of Approved Devices with certification labels in Use by Category of Organizations (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022) .....	3
2	Number of Dealers and Lessors	
2-1	Changes with the Number of Dealers and Lessors (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022) .....	4
Fig.1-3	Changes with the Number of Dealers and Lessors (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022) .....	4
3	Number of Users by Major Sealed Radioisotopes in Use by Nuclide	
3-1	All Category of Organizations .....	5
Fig.1-4	Number of Users of Major Sealed Radioisotopes (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022) .....	5
3-2	Hospitals & Clinics .....	6
Fig.1-5	Number of Users of Major Sealed Radioisotopes Supplied (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022) (Hospitals & Clinics).....	6
3-3	Educational Institutions .....	7
Fig.1-6	Number of Users of Major Sealed Radioisotopes Supplied (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022) (Educational Institutions).....	7
3-4	Research Institutions .....	8
Fig.1-7	Number of Users of Major Sealed Radioisotopes Supplied (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022) (Research Institutions) .....	8
3-5	Private Companies.....	9
Fig.1-8	Number of Users of Major Sealed Radioisotopes Supplied (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022) (Private Companies).....	9
3-6	Other Organizations .....	10
Fig.1-9	Number of Users of Major Sealed Radioisotopes Supplied (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022) (Other Organizations) .....	10
4	Number of Radiation Generators in Use	
4-1	All Category of Organizations .....	11
Fig.1-10	Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022).....	11
4-2	Hospitals & Clinics .....	12
Fig.1-11	Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022) (Hospitals & Clinics).....	12

4-3 Educational Institutions .....	13
Fig.1-12 Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022) (Educational Institutions).....	13
4-4 Research Institutions.....	14
Fig.1-13 Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022) (Research Institutions).....	14
4-5 Private Companies .....	15
Fig.1-14 Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022) (Private Companies) .....	15
4-6 Other Organizations.....	16
Fig.1-15 Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31of Each Year from 2018 to 2022) (Other Organizations) .....	16



# (1) 概 要 SUMMARY

## 1 使用許可・届出事業所数

Number of Users (Permitted and Registered & Notifies)

### 1-1 使用許可・届出事業所数\*の推移(機関別, 年度別)

Changes with the Year in the Number of Users by Category of Organizations and License  
(as of March 31 of Each Year from 2013 to 2022)

機関 Category	年月 Year	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	構成比 Ratio(%)
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
総数 Total		6,703	7,285	7,515	7,577	7,521	7,721	7,608	7,565	7,508	7,634	100%
許可 Permitted		2,368	2,376	2,359	2,317	2,271	2,273	2,211	2,148	2,120	2,102	
届出 Registered &Notifies		4,335	4,909	5,156	5,260	5,250	5,448	5,397	5,417	5,388	5,532	
医療機関 Hospitals&Clinics		991	1,019	1,053	1,080	1,096	1,129	1,131	1,149	1,141	1,162	15.2
許可 Permitted		918	940	943	953	949	957	944	942	930	941	
届出 Registered &Notifies		73	79	110	127	147	172	187	207	211	221	
教育機関 Educational Institutions		526	537	537	526	518	515	491	482	474	467	6.1
許可 Permitted		331	333	331	317	307	303	281	269	255	245	
届出 Registered &Notifies		195	204	206	209	211	212	210	213	219	222	
研究機関 Research Institutions		462	459	458	448	440	439	435	403	408	401	5.3
許可 Permitted		240	236	232	219	206	205	203	182	181	173	
届出 Registered &Notifies		222	223	226	229	234	234	232	221	227	228	
民間企業 Private Companies		3,651	4,172	4,379	4,430	4,408	4,593	4,532	4,520	4,471	4,607	60.3
許可 Permitted		801	791	778	754	739	738	715	691	690	681	
届出 Registered &Notifies		2,850	3,381	3,601	3,676	3,669	3,855	3,817	3,829	3,781	3,926	
その他の機関 Other Organizations		1,073	1,098	1,088	1,093	1,059	1,045	1,019	1,011	1,014	997	13.1
許可 Permitted		78	76	75	74	70	70	68	64	64	62	
届出 Registered &Notifies		995	1,022	1,013	1,019	989	975	951	947	950	935	

\*表示付認証機器届出事業所を含む。

\*Number of Users are included notifying users of the approved devices with certification labels.

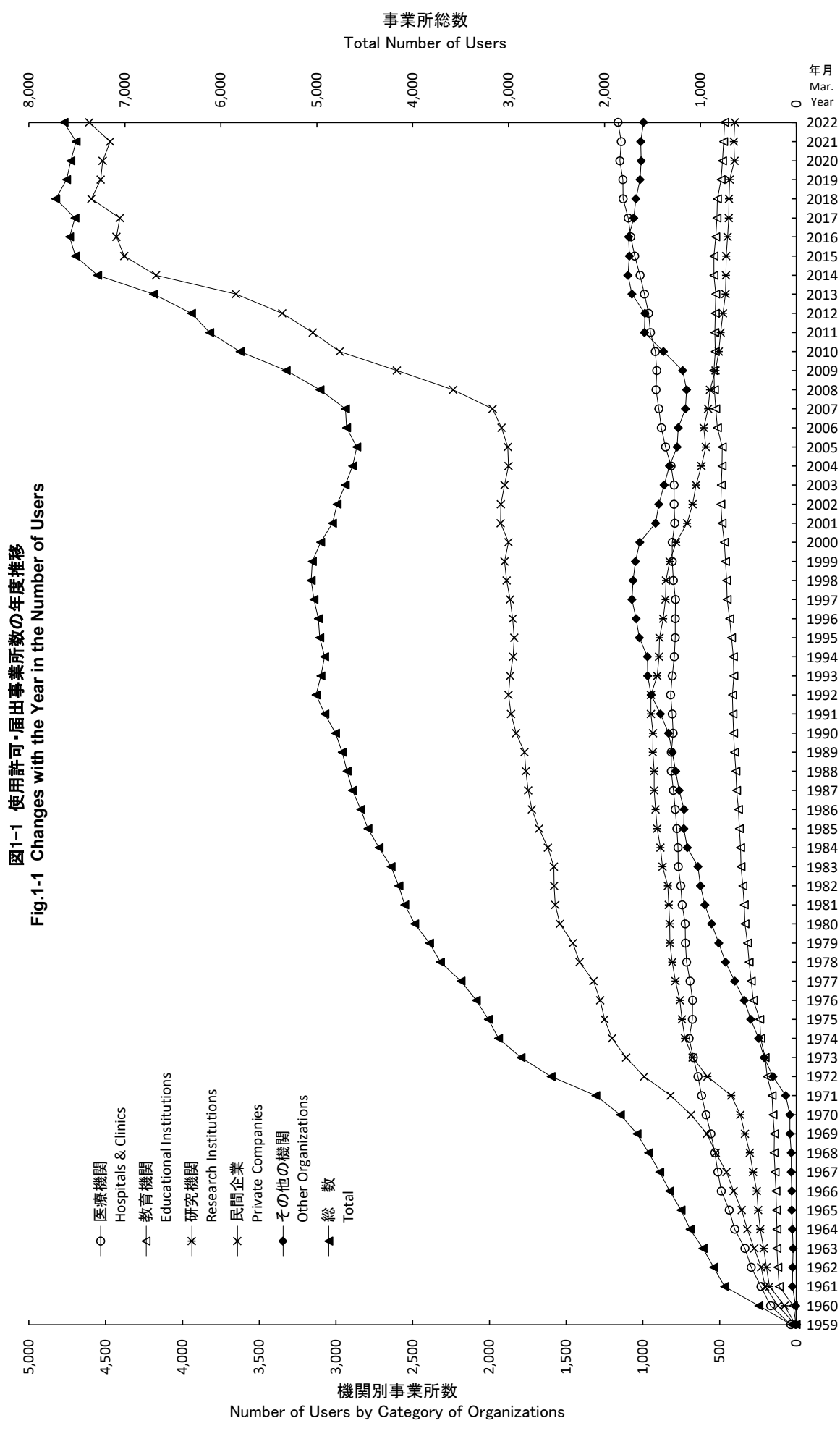


図1-1 使用許可・届出事業所数の年度推移  
Fig.1-1 Changes with the Year in the Number of Users

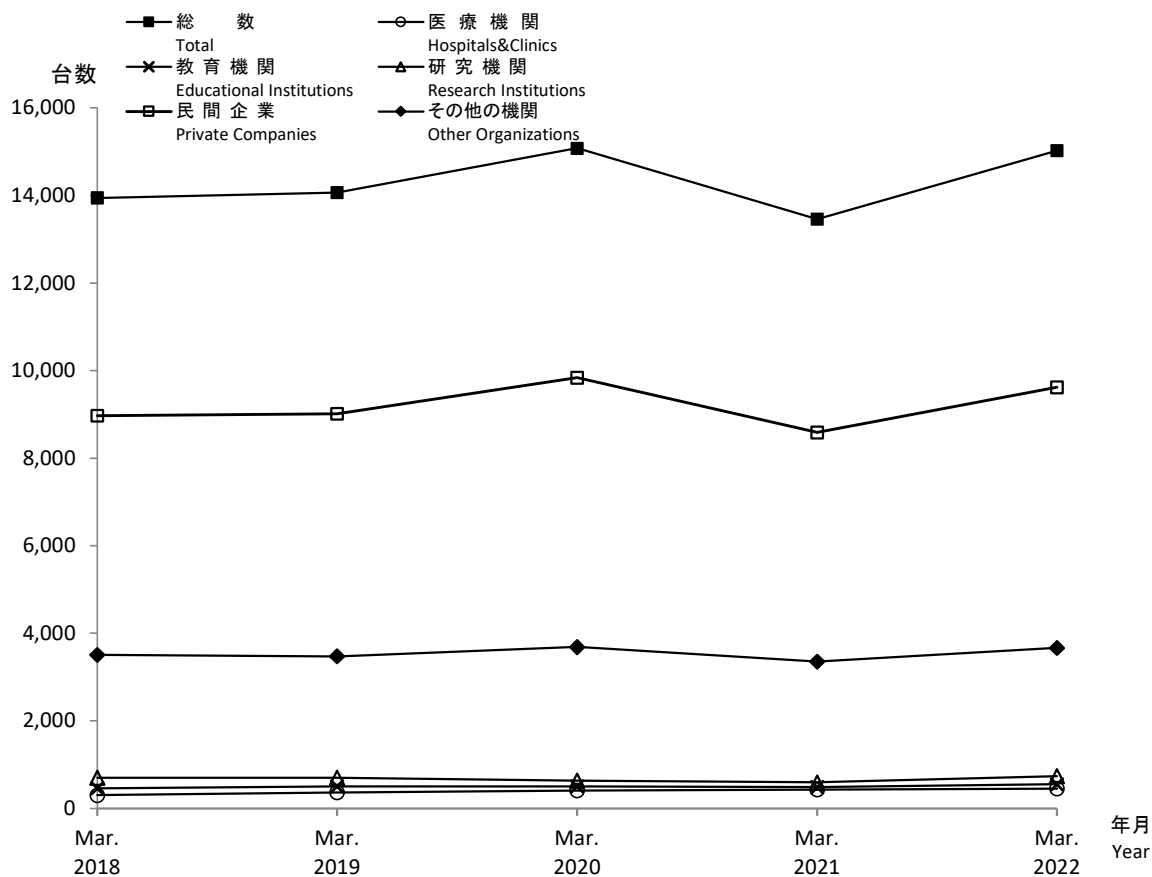
1-2 表示付認証機器の使用届出台数の推移(機関別, 年度別)

Changes with the Year in the Number of  
Approved Devices with certification labels in Use by Category of Organizations  
(as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)

年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
機関 Category					
総数 Total	13,947	14,066	15,078	13,458	15,024
医療機関 Hospitals&Clinics	304	364	408	427	451
教育機関 Educational Institutions	462	505	504	487	552
研究機関 Research Institutions	705	705	641	597	740
民間企業 Private Companies	8,971	9,016	9,837	8,592	9,618
その他の機関 Other Organizations	3,505	3,476	3,688	3,355	3,663

図1-2 表示付認証機器の使用届出台数の年度推移

Fig.1-2 Changes with the Year in the Number of  
Approved Devices with certification labels in Use by Category of Organizations  
(as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)





## 2 販売・賃貸事業所数

Number of Dealers and Lessors

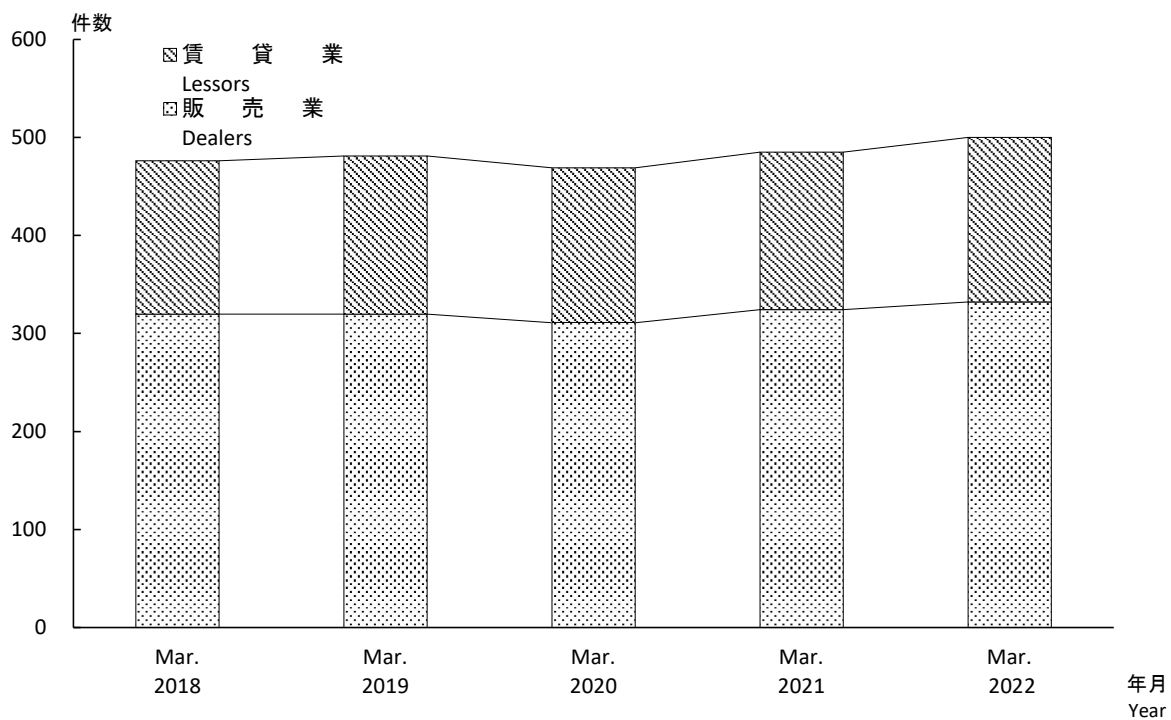
### 2-1 販売・賃貸事業所数の推移(年度別)

Changes with the Number of Dealers and Lessors (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)

業種 Kind of business	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
	販売業 Dealers		320	320	311	324
賃貸業 Lessors		156	161	158	161	168

図1-3 販売・賃貸事業所数の年度推移

Fig.1-3 Changes with the Number of Dealers and Lessors  
(as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)



### 3 おもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数

Number of Users by Major Sealed Radioisotopes in Use by Nuclide

#### 3-1 全ての機関 使用許可・届出事業所数の推移\*(核種別, 年度別)

All Category of Organizations

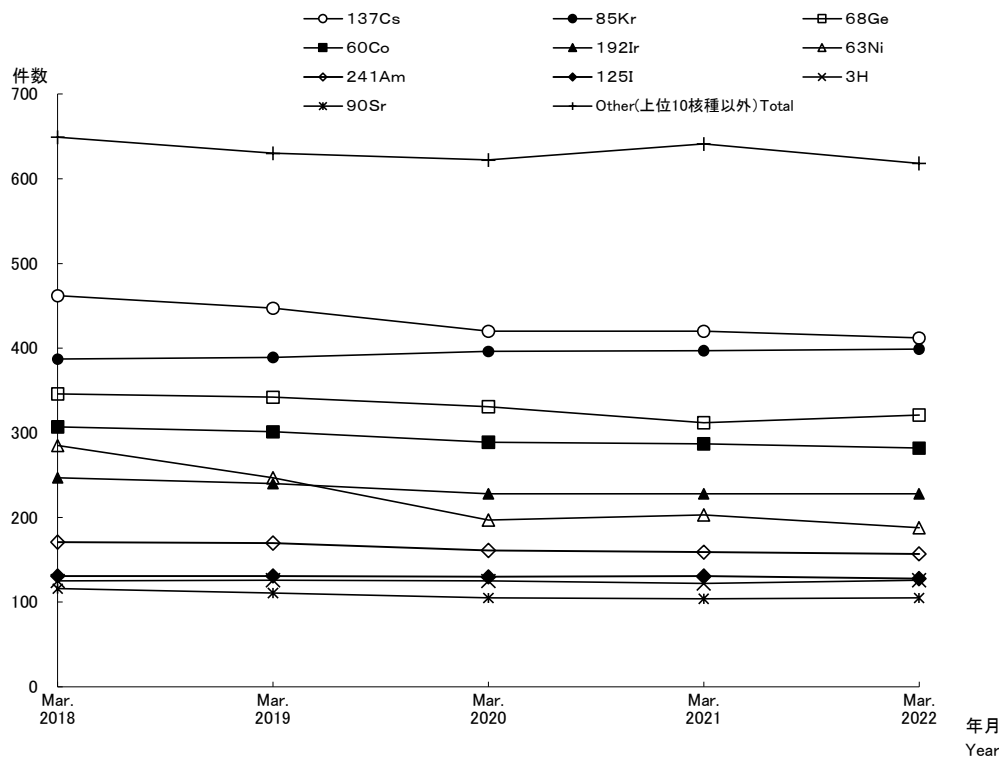
核種 Nuclides	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
<sup>3</sup> H		125	126	125	122	126
<sup>14</sup> C		2	2	2	2	2
<sup>22</sup> Na		66	66	66	66	65
<sup>55</sup> Fe		26	25	26	26	25
<sup>57</sup> Co		84	82	81	82	80
<sup>60</sup> Co		307	301	289	287	282
<sup>63</sup> Ni		285	247	197	203	188
<sup>68</sup> Ge		346	342	331	312	321
<sup>85</sup> Kr		387	389	396	397	399
<sup>90</sup> Sr		116	111	105	104	105
<sup>109</sup> Cd		15	14	15	15	15
<sup>119m</sup> Sn		32	30	30	31	31
<sup>124</sup> Sb/Be		17	17	16	16	16
<sup>125</sup> I		131	131	130	131	128
<sup>133</sup> Ba		12	12	13	13	13
<sup>137</sup> Cs		462	447	420	420	412
<sup>147</sup> Pm		86	82	72	72	72
<sup>151</sup> Sm		24	22	23	24	24
<sup>153</sup> Gd		6	5	4	4	4
<sup>170</sup> Tm		5	4	4	4	4
<sup>192</sup> Ir		247	240	228	228	228
<sup>198</sup> Au		33	32	30	30	29
<sup>204</sup> Tl		13	13	13	12	12
<sup>210</sup> Po		8	8	8	8	9
<sup>226</sup> Ra		40	39	38	38	37
<sup>241</sup> Am		171	170	161	159	157
<sup>241</sup> Am/Be		64	63	62	62	60
<sup>244</sup> Cm		8	8	8	8	8
<sup>252</sup> Cf		61	60	62	63	63
Others		47	46	49	65	49

\*表示付認証機器届出事業所は含まれていない。

\*Number of Users are not included notifying users of the approved devices with certification labels.

図1-4 おもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移

Fig.1-4 Number of Users of Major Sealed Radioisotopes (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)



※ このグラフは上表の核種のうち2022年3月末の上位10核種の使用者数及び上位10核種を除いた核種の使用者数合計の推移を表している。

※ This graph is intended to display the total number of users of other nuclides, excluding the 10 species, and a higher number of patients using 10 species of the upper end of March 2022 of the nuclide in the above table.

3-2 医療機関 使用許可・届出事業所数の推移\*(核種別, 年度別)  
Hospitals & Clinics

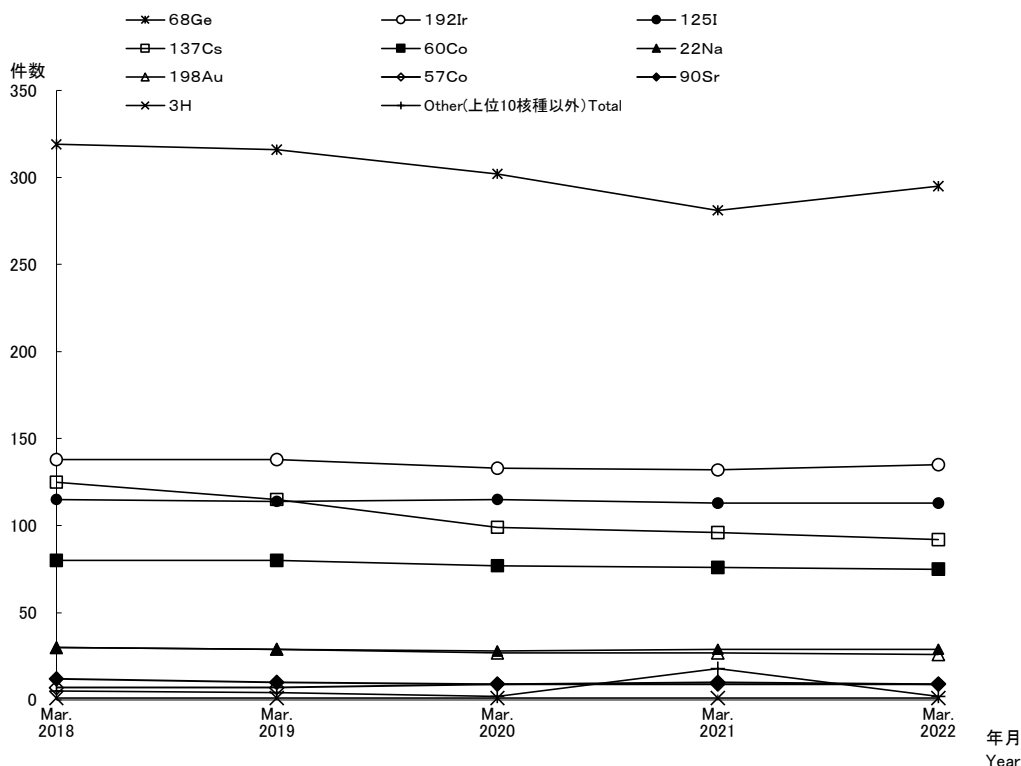
核種 Nuclides	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
<sup>3</sup> H		1	1	1	1	1
<sup>14</sup> C		-	-	-	-	-
<sup>22</sup> Na		30	29	28	29	29
<sup>55</sup> Fe		-	-	-	-	-
<sup>57</sup> Co		7	7	9	9	9
<sup>60</sup> Co		80	80	77	76	75
<sup>63</sup> Ni		-	-	-	-	-
<sup>68</sup> Ge		319	316	302	281	295
<sup>85</sup> Kr		-	-	-	-	-
<sup>90</sup> Sr		12	10	9	10	9
<sup>109</sup> Cd		-	-	-	-	-
<sup>119m</sup> Sn		-	-	-	-	-
<sup>124</sup> Sb/Be		-	-	-	-	-
<sup>125</sup> I		115	114	115	113	113
<sup>133</sup> Ba		-	-	-	-	-
<sup>137</sup> Cs		125	115	99	96	92
<sup>147</sup> Pm		-	-	-	-	-
<sup>151</sup> Sm		-	-	-	-	-
<sup>153</sup> Gd		2	1	-	-	-
<sup>170</sup> Tm		-	-	-	-	-
<sup>192</sup> Ir		138	138	133	132	135
<sup>198</sup> Au		30	29	27	27	26
<sup>204</sup> Tl		-	-	-	-	-
<sup>210</sup> Po		-	-	-	-	-
<sup>226</sup> Ra		2	2	1	1	1
<sup>241</sup> Am		-	-	-	-	-
<sup>241</sup> Am/Be		-	-	-	-	-
<sup>244</sup> Cm		-	-	-	-	-
<sup>252</sup> Cf		-	-	-	-	-
Others		1	1	1	17	1

\*表示付認証機器届出事業所は含まれていない。

\*Number of Users are not included notifying users of the approved devices with certification labels.

図1-5 医療機関におけるおもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移

Fig.1-5 Number of Users of Major Sealed Radioisotopes Supplied (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)  
(Hospitals & Clinics)



※ 本グラフは上表の核種のうち2022年3月末の上位10核種の使用者数及び上位10核種を除いた核種の使用者数合計の推移を表している。

※ This graph is intended to display the total number of users of other nuclides, excluding the 10 species, and a higher number of patients using 10 species of the upper end of March 2022 of the nuclide in the above table.

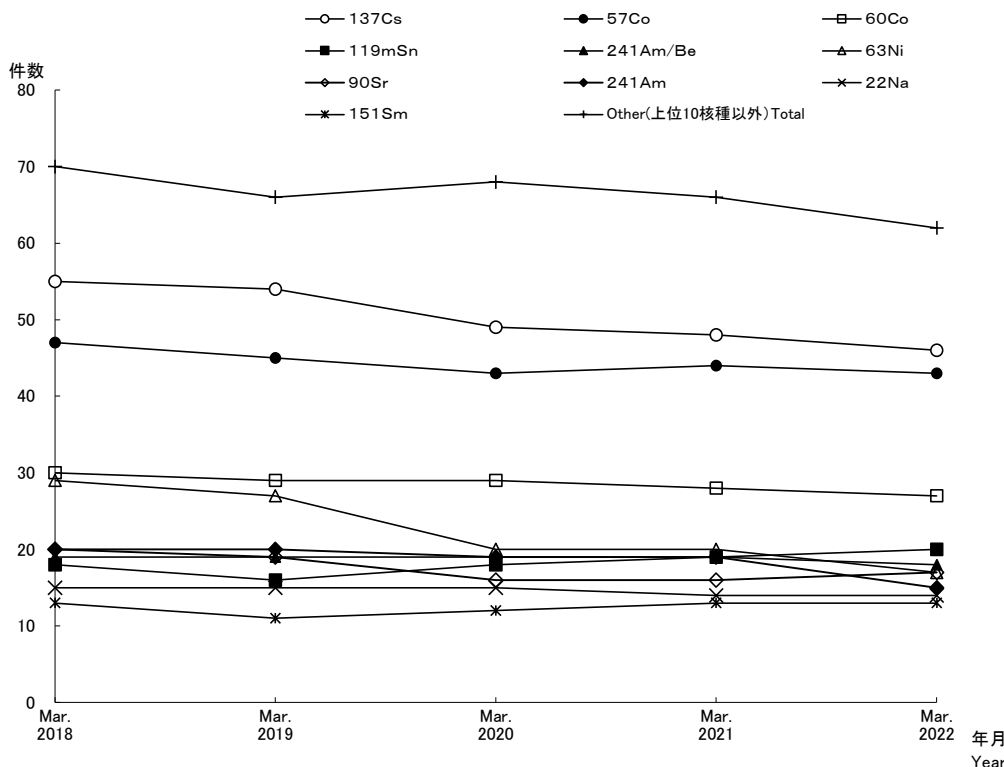
3-3 教育機関 使用許可・届出事業所数の推移\*(核種別, 年度別)  
Educational Institutions

核種 Nuclides	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
<sup>3</sup> H		1	1	2	2	2
<sup>14</sup> C		-	-	-	-	-
<sup>22</sup> Na		15	15	15	14	14
<sup>55</sup> Fe		4	4	4	4	3
<sup>57</sup> Co		47	45	43	44	43
<sup>60</sup> Co		30	29	29	28	27
<sup>63</sup> Ni		29	27	20	20	17
<sup>68</sup> Ge		10	8	9	7	6
<sup>85</sup> Kr		-	-	1	1	1
<sup>90</sup> Sr		20	19	16	16	17
<sup>109</sup> Cd		5	4	4	4	4
<sup>119m</sup> Sn		18	16	18	19	20
<sup>124</sup> Sb/Be		-	-	-	-	-
<sup>125</sup> I		8	8	7	8	7
<sup>133</sup> Ba		3	3	3	3	3
<sup>137</sup> Cs		55	54	49	48	46
<sup>147</sup> Pm		2	2	2	2	2
<sup>151</sup> Sm		13	11	12	13	13
<sup>153</sup> Gd		-	-	-	-	-
<sup>170</sup> Tm		1	1	1	1	1
<sup>192</sup> Ir		5	5	3	3	3
<sup>198</sup> Au		1	1	1	1	1
<sup>204</sup> Tl		1	1	1	1	1
<sup>210</sup> Po		-	-	-	-	-
<sup>226</sup> Ra		6	6	5	5	4
<sup>241</sup> Am		20	20	19	19	15
<sup>241</sup> Am/Be		19	19	19	19	18
<sup>244</sup> Cm		-	-	-	-	-
<sup>252</sup> Cf		8	8	9	9	8
Others		15	14	16	15	16

\*表示付認証機器届出事業所は含まれていない。

\*Number of Users are not included notifying users of the approved devices with certification labels.

図1-6 教育機関におけるおもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移  
Fig.1-6 Number of Users of Major Sealed Radioisotopes Supplied (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)  
(Educational Institutions)



※ 本グラフは上表の核種のうち2022年3月末の上位10核種の使用者数及び上位10核種を除いた核種の使用者数合計の推移を表している。

※ This graph is intended to display the total number of users of other nuclides, excluding the 10 species, and a higher number of patients using 10 species of the upper end of March 2022 of the nuclide in the above table.

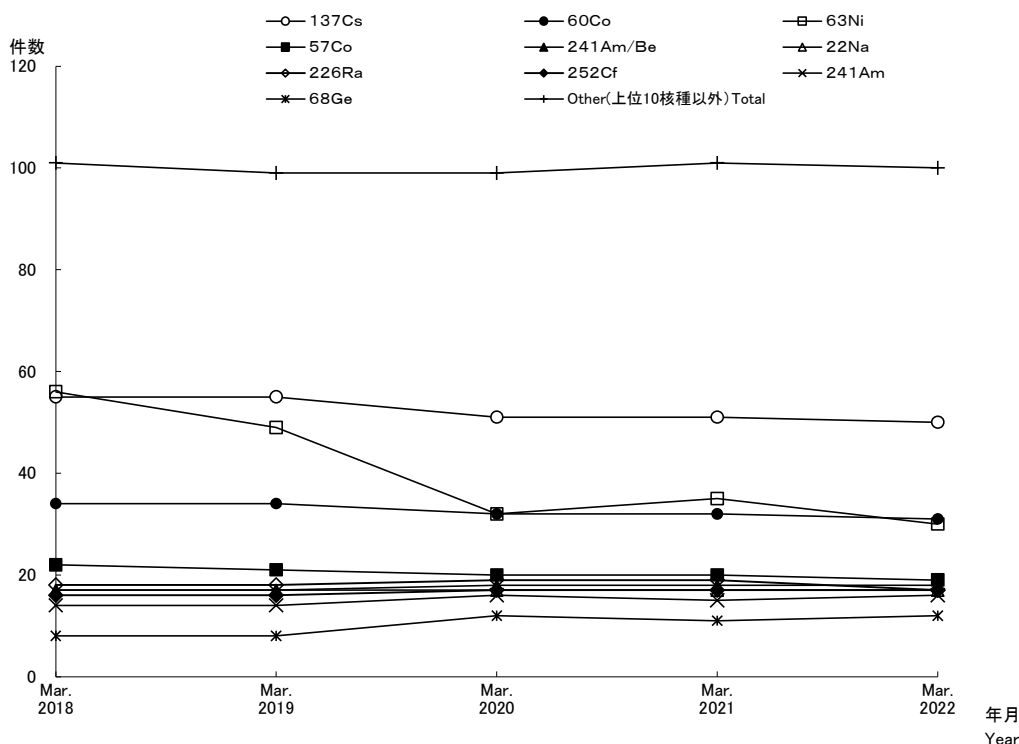
3-4 研究機関 使用許可・届出事業所数の推移\*(核種別, 年度別)  
Research Institutions

核種 Nuclides	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
<sup>3</sup> H		9	8	7	8	8
<sup>14</sup> C		1	1	1	1	1
<sup>22</sup> Na		17	17	17	17	17
<sup>55</sup> Fe		7	6	6	6	7
<sup>57</sup> Co		22	21	20	20	19
<sup>60</sup> Co		34	34	32	32	31
<sup>63</sup> Ni		56	49	32	35	30
<sup>68</sup> Ge		8	8	12	11	12
<sup>85</sup> Kr		7	7	8	8	8
<sup>90</sup> Sr		11	11	11	11	11
<sup>109</sup> Cd		2	2	2	2	2
<sup>119m</sup> Sn		11	11	10	10	9
<sup>124</sup> Sb/Be		3	3	4	4	4
<sup>125</sup> I		3	3	3	3	3
<sup>133</sup> Ba		4	4	4	4	4
<sup>137</sup> Cs		55	55	51	51	50
<sup>147</sup> Pm		4	4	4	4	5
<sup>151</sup> Sm		9	9	9	9	9
<sup>153</sup> Gd		1	1	1	1	1
<sup>170</sup> Tm		1	1	1	1	1
<sup>192</sup> Ir		3	3	3	3	3
<sup>198</sup> Au		1	1	1	1	1
<sup>204</sup> Tl		4	4	4	4	4
<sup>210</sup> Po		1	1	1	1	1
<sup>226</sup> Ra		18	18	19	19	17
<sup>241</sup> Am		14	14	16	15	16
<sup>241</sup> Am/Be		17	17	18	18	18
<sup>244</sup> Cm		5	5	5	5	5
<sup>252</sup> Cf		16	16	17	17	17
Others		14	14	14	15	13

\*表示付認証機器届出事業所は含まれていない。

\*Number of Users are not included notifying users of the approved devices with certification labels.

図1-7 研究機関におけるおもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移  
Fig.1-7 Number of Users of Major Sealed Radioisotopes Supplied (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)  
(Research Institutions)



※ 本グラフは上表の核種のうち2022年3月末の上位10核種の使用者数及び上位10核種を除いた核種の使用者数合計の推移を表している。

※ This graph is intended to display the total number of users of other nuclides, excluding the 10 species, and a higher number of patients using 10 species of the upper end of March 2022 of the nuclide in the above table.

3-5 民間企業 使用許可・届出事業所数の推移\*(核種別, 年度別)  
Private Companies

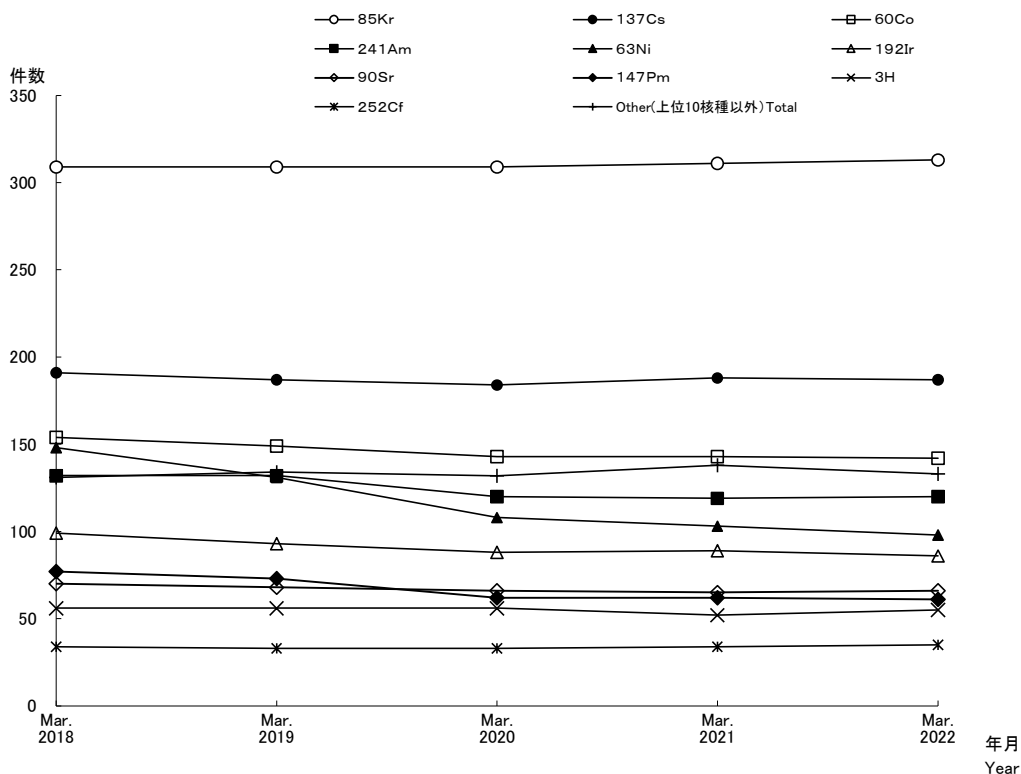
核種 Nuclides	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
<sup>3</sup> H		56	56	56	52	55
<sup>14</sup> C		-	-	-	-	-
<sup>22</sup> Na		3	4	5	5	4
<sup>55</sup> Fe		14	14	15	15	14
<sup>57</sup> Co		7	8	8	8	8
<sup>60</sup> Co		154	149	143	143	142
<sup>63</sup> Ni		148	131	108	103	98
<sup>68</sup> Ge		7	8	7	11	7
<sup>85</sup> Kr		309	309	309	311	313
<sup>90</sup> Sr		70	68	66	65	66
<sup>109</sup> Cd		7	7	8	8	8
<sup>119m</sup> Sn		2	2	1	1	1
<sup>124</sup> Sb/Be		14	14	12	12	12
<sup>125</sup> I		4	5	4	6	4
<sup>133</sup> Ba		4	4	5	5	5
<sup>137</sup> Cs		191	187	184	188	187
<sup>147</sup> Pm		77	73	62	62	61
<sup>151</sup> Sm		1	1	1	1	1
<sup>153</sup> Gd		2	2	2	2	2
<sup>170</sup> Tm		1	1	1	1	1
<sup>192</sup> Ir		99	93	88	89	86
<sup>198</sup> Au		-	-	-	-	-
<sup>204</sup> Tl		7	7	6	6	6
<sup>210</sup> Po		6	6	6	6	7
<sup>226</sup> Ra		10	9	9	9	11
<sup>241</sup> Am		132	132	120	119	120
<sup>241</sup> Am/Be		24	24	23	23	22
<sup>244</sup> Cm		2	2	2	2	2
<sup>252</sup> Cf		34	33	33	34	35
Others		16	16	17	17	18

\*表示付認証機器届出事業所は含まれていない。

\*Number of Users are not included notifying users of the approved devices with certification labels.

図1-8 民間企業におけるおもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移

Fig.1-8 Number of Users of Major Sealed Radioisotopes Supplied (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022) (Private Companies)



※ 本グラフは上表の核種のうち2022年3月末の上位10核種の使用者数及び上位10核種を除いた核種の使用者数合計の推移を表している。

※ This graph is intended to display the total number of users of other nuclides, excluding the 10 species, and a higher number of patients using 10 species of the upper end of March 2022 of the nuclide in the above table.

3-6 その他の機関 使用許可・届出事業所数の推移\*(核種別, 年度別)  
Other Organizations

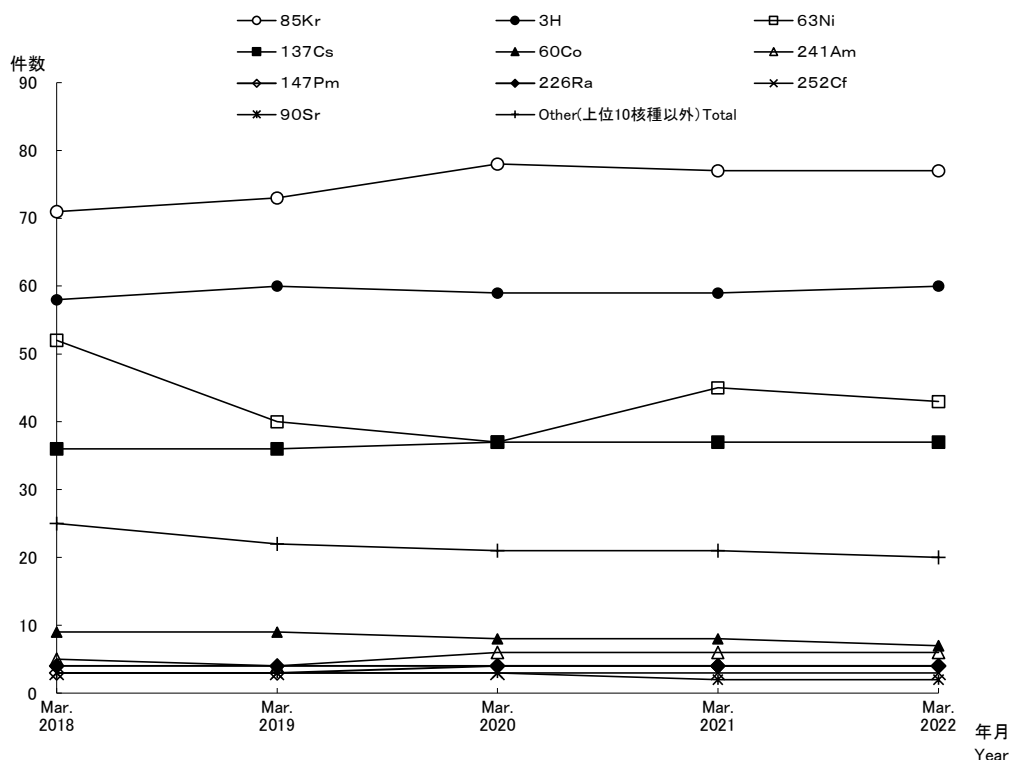
核種 Nuclides	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
<sup>3</sup> H		58	60	59	59	60
<sup>14</sup> C		1	1	1	1	1
<sup>22</sup> Na		1	1	1	1	1
<sup>55</sup> Fe		1	1	1	1	1
<sup>57</sup> Co		1	1	1	1	1
<sup>60</sup> Co		9	9	8	8	7
<sup>63</sup> Ni		52	40	37	45	43
<sup>68</sup> Ge		2	2	1	2	1
<sup>85</sup> Kr		71	73	78	77	77
<sup>90</sup> Sr		3	3	3	2	2
<sup>109</sup> Cd		1	1	1	1	1
<sup>119m</sup> Sn		1	1	1	1	1
<sup>124</sup> Sb/Be		-	-	-	-	-
<sup>125</sup> I		1	1	1	1	1
<sup>133</sup> Ba		1	1	1	1	1
<sup>137</sup> Cs		36	36	37	37	37
<sup>147</sup> Pm		3	3	4	4	4
<sup>151</sup> Sm		1	1	1	1	1
<sup>153</sup> Gd		1	1	1	1	1
<sup>170</sup> Tm		2	1	1	1	1
<sup>192</sup> Ir		2	1	1	1	1
<sup>198</sup> Au		1	1	1	1	1
<sup>204</sup> Tl		1	1	2	1	1
<sup>210</sup> Po		1	1	1	1	1
<sup>226</sup> Ra		4	4	4	4	4
<sup>241</sup> Am		5	4	6	6	6
<sup>241</sup> Am/Be		4	3	2	2	2
<sup>244</sup> Cm		1	1	1	1	1
<sup>252</sup> Cf		3	3	3	3	3
Others		1	1	1	1	1

\*表示付認証機器届出事業所は含まれていない。

\*Number of Users are not included notifying users of the approved devices with certification labels.

図1-9 その他の機関におけるおもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数の年度推移

Fig.1-9 Number of Users of Major Sealed Radioisotopes Supplied (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022) (Other Organizations)



※ 本グラフは上表の核種のうち2022年3月末の上位10核種の使用者数及び上位10核種を除いた核種の使用者数合計の推移を表している。

※ This graph is intended to display the total number of users of other nuclides, excluding the 10 species,

and a higher number of patients using 10 species of the upper end of March 2022 of the nuclide in the above table.

#### 4 発生装置の使用許可台数

Number of Radiation Generators in Use

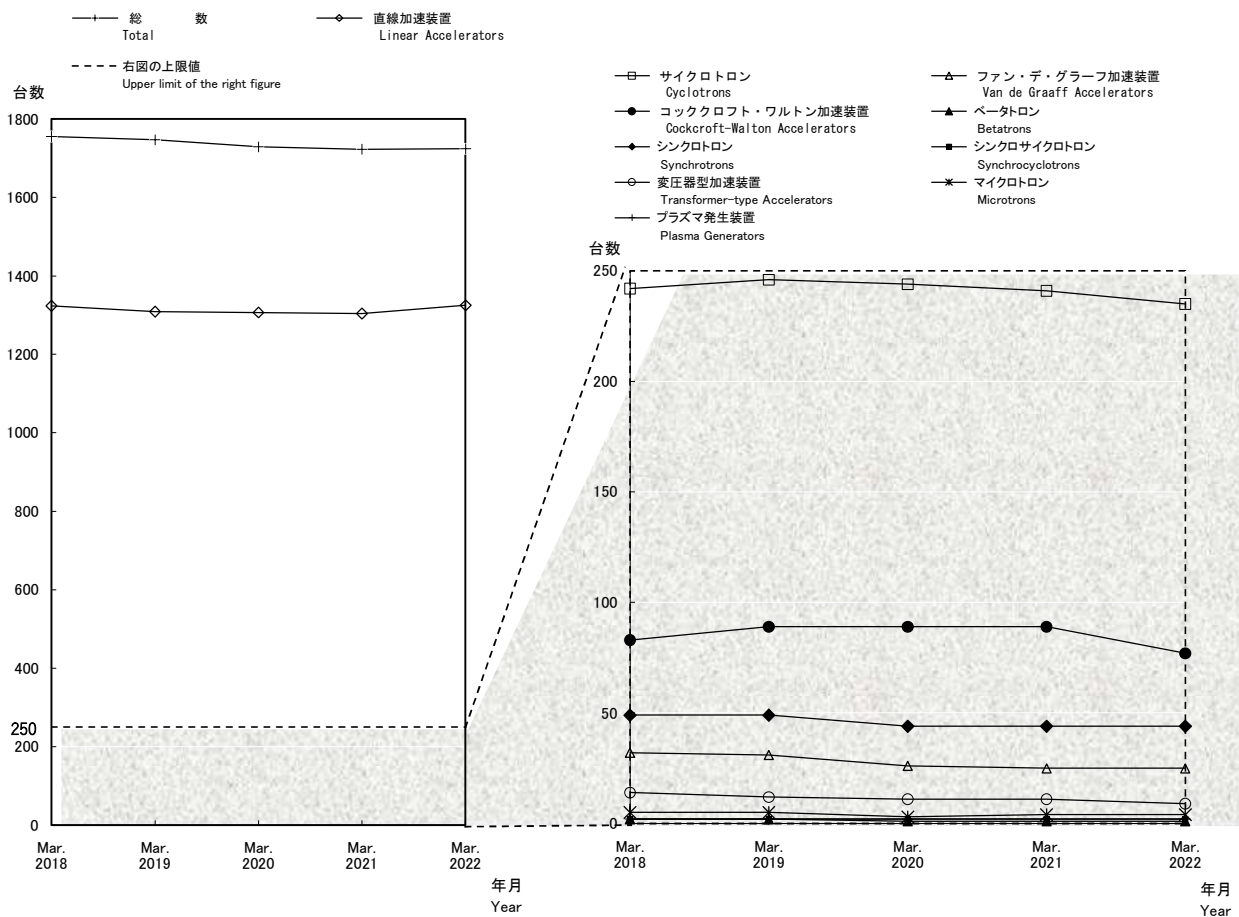
##### 4-1 全ての機関 発生装置の使用許可台数の推移(種類別, 年度別)

All Category of Organizations

発生装置 Radiation Generators	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
	<b>総 数 Total</b>		<b>1,755</b>	<b>1,747</b>	<b>1,729</b>	<b>1,723</b>
サイクロトロン Cyclotrons		242	246	244	241	235
シンクロトロン Synchrotrons		49	49	44	44	44
シンクロサイクロトロン Synchrocyclotrons		2	2	2	2	2
直線加速装置 Linear Accelerators		1,324	1,309	1,307	1,304	1,325
ベータトロン Betatrons		2	2	1	1	1
ファン・デ・グラーフ加速装置 Van de Graaff Accelerators		32	31	26	25	25
コッククロフト・ワルトン加速装置 Cockcroft-Walton Accelerators		83	89	89	89	77
変圧器型加速装置 Transformer-type Accelerators		14	12	11	11	9
マイクロトロン Microtrons		5	5	3	4	4
プラズマ発生装置 Plasma Generators		2	2	2	2	2

図1-10 発生装置の使用許可台数の年度推移

Fig.1-10 Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)





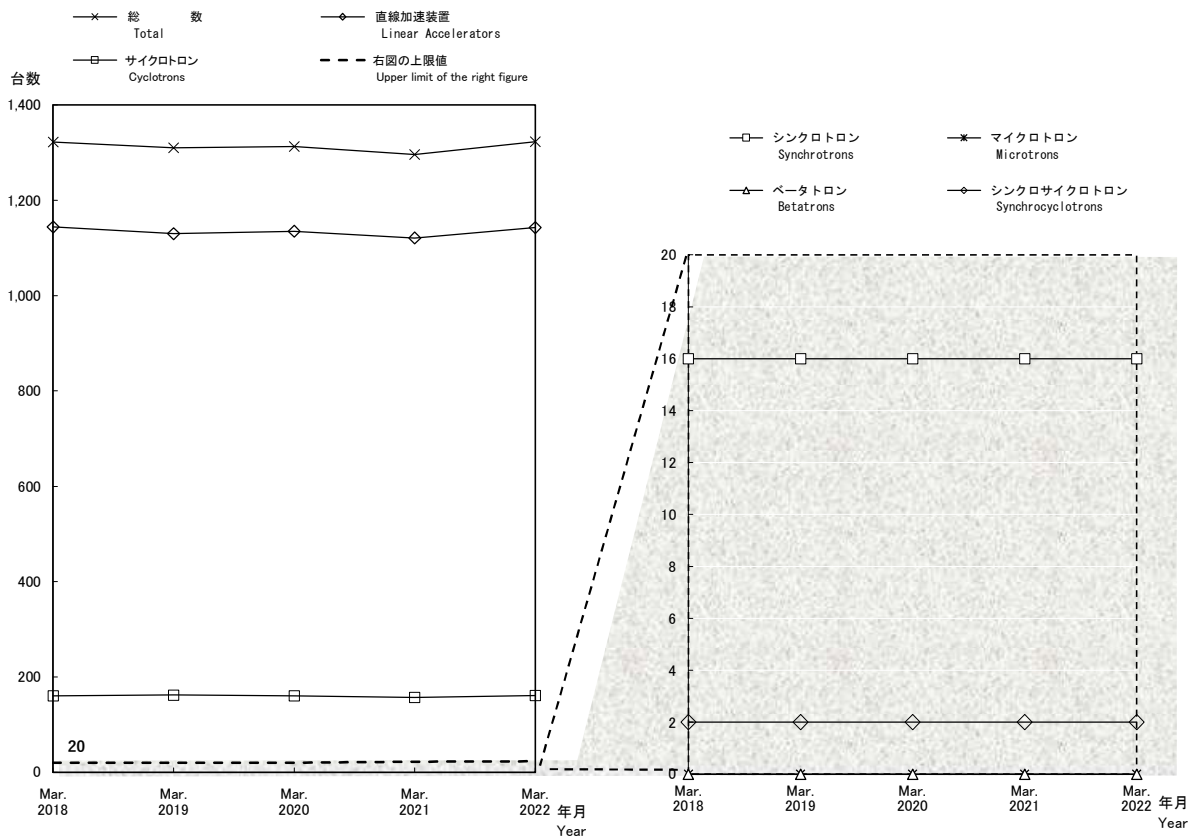
4-2 医療機関 発生装置の使用許可台数の推移(種類別, 年度別)

Hospitals & Clinics

発生装置 Radiation Generators	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
<b>総数 Total</b>		<b>1,322</b>	<b>1,310</b>	<b>1,313</b>	<b>1,296</b>	<b>1,323</b>
サイクロトロン Cyclotrons		160	162	160	157	161
シンクロトロン Synchrotrons		16	16	16	16	16
シンクロサイクロトロン Synchrocyclotrons		2	2	2	2	2
直線加速装置 Linear Accelerators		1,144	1,130	1,135	1,121	1,143
ベータトロン Betatrons		-	-	-	-	-
ファン・デ・グラーフ加速装置 Van de Graaff Accelerators		-	-	-	-	-
コッククロフト・ワルトン加速装置 Cockcroft-Walton Accelerators		-	-	-	-	1
変圧器型加速装置 Transformer-type Accelerators		-	-	-	-	-
マイクロトロン Microtrons		-	-	-	-	-
プラズマ発生装置 Plasma Generators		-	-	-	-	-

図1-11 医療機関における発生装置の使用許可台数の年度推移

Fig.1-11 Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022) (Hospitals & Clinics)



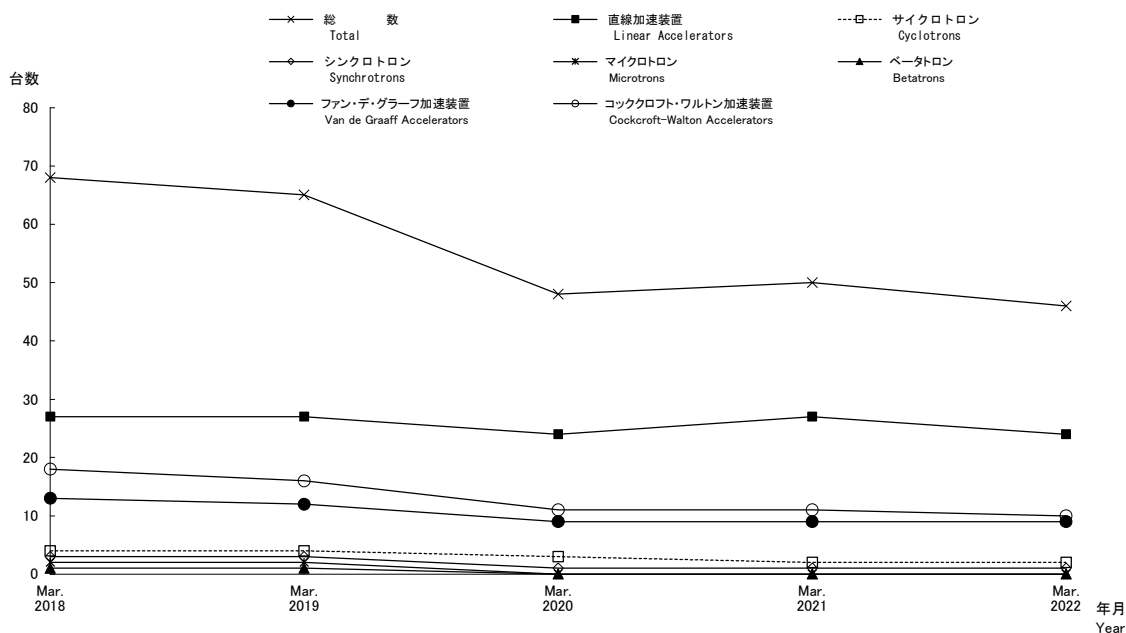
4-3 教育機関 発生装置の使用許可台数の推移(種類別, 年度別)

Educational Institutions

発生装置 Radiation Generators	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
<b>総 数 Total</b>		<b>68</b>	<b>65</b>	<b>48</b>	<b>50</b>	<b>46</b>
サイクロトロン Cyclotrons		4	4	3	2	2
シンクロトロン Synchrotrons		3	3	1	1	1
シンクロサイクロトロン Synchrocyclotrons		-	-	-	-	-
直線加速装置 Linear Accelerators		27	27	24	27	24
ベータトロン Betatrons		1	1	-	-	-
ファン・デ・グラーフ加速装置 Van de Graaff Accelerators		13	12	9	9	9
コッククロフト・ワルトン加速装置 Cockcroft-Walton Accelerators		18	16	11	11	10
変圧器型加速装置 Transformer-type Accelerators		-	-	-	-	-
マイクロトロン Microtrons		2	2	-	-	-
プラズマ発生装置 Plasma Generators		-	-	-	-	-

図1-12 教育機関における発生装置の使用許可台数の年度推移

Fig.1-12 Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022) (Educational Institutions)



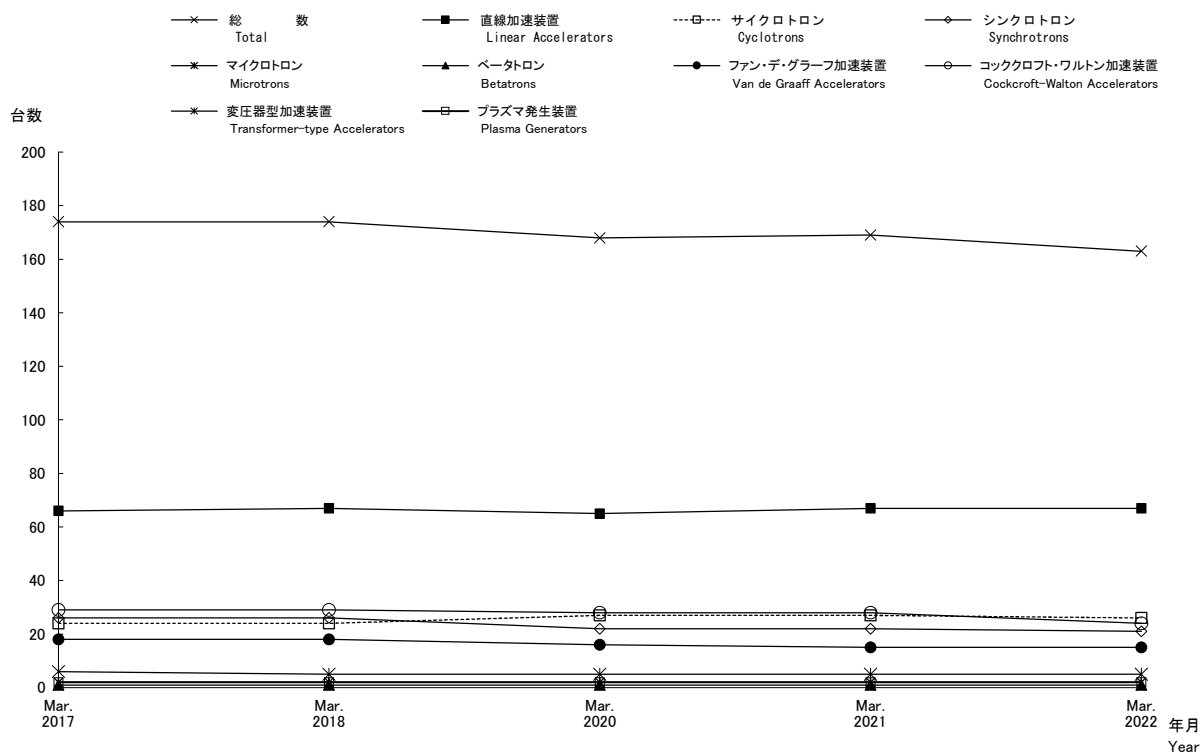
4-4 研究機関 発生装置の使用許可台数の推移(種類別, 年度別)

Research Institutions

発生装置 Radiation Generators		年月 Year	Mar. 2017	Mar. 2018	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
総数	Total		174	174	168	169	163
サイクロトロン	Cyclotrons		24	24	27	27	26
シンクロトロン	Synchrotrons		26	26	22	22	21
シンクロサイクロトロン	Synchrocyclotrons		-	-	-	-	-
直線加速装置	Linear Accelerators		66	67	65	67	67
ベータトロン	Betatrions		1	1	1	1	1
ファン・デ・グラーフ加速装置	Van de Graaff Accelerators		18	18	16	15	15
コッククロフト・ワルトン加速装置	Cockcroft-Walton Accelerators		29	29	28	28	24
変圧器型加速装置	Transformer-type Accelerators		6	5	5	5	5
マイクロトロン	Microtrons		2	2	2	2	2
プラズマ発生装置	Plasma Generators		2	2	2	2	2

図1-13 研究機関における発生装置の使用許可台数の年度推移

Fig.1-13 Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022) (Research Institutions)



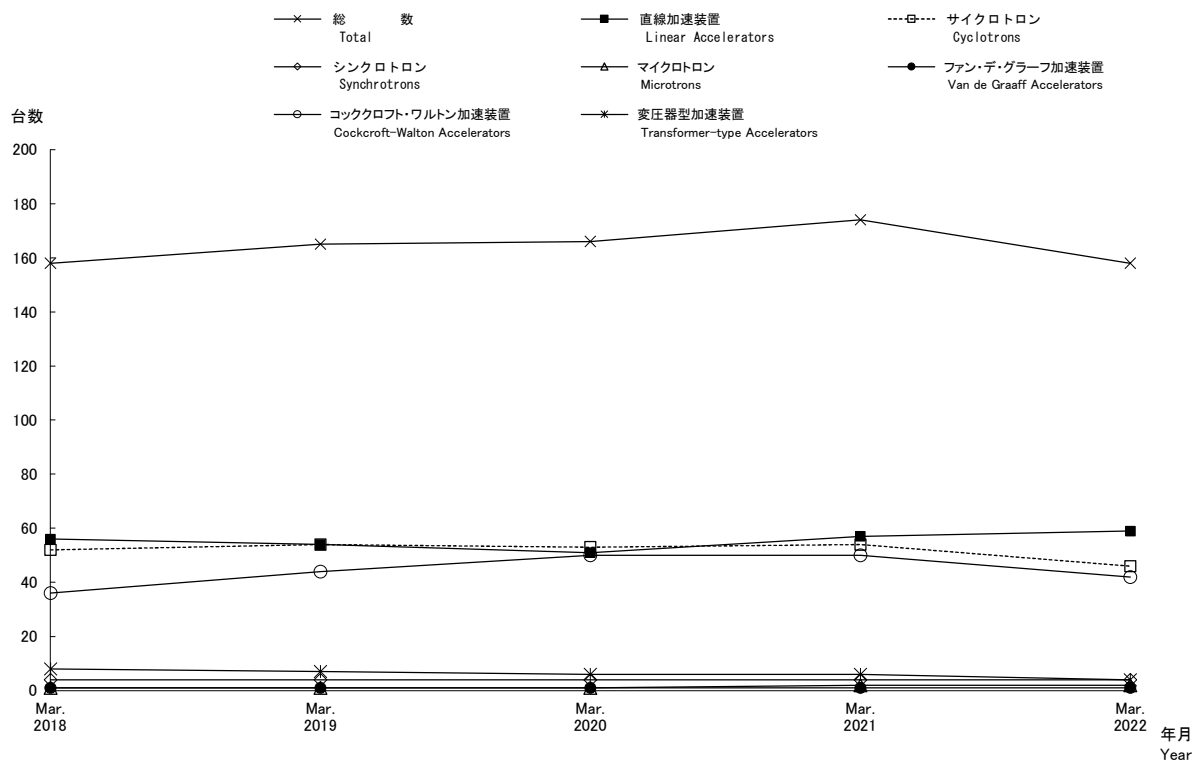
4-5 民間企業 発生装置の使用許可台数の推移(種類別, 年度別)

Private Companies

発生装置 Radiation Generators	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
<b>総 数 Total</b>		<b>158</b>	<b>165</b>	<b>166</b>	<b>174</b>	<b>158</b>
サイクロトロン Cyclotrons		52	54	53	54	46
シンクロトロン Synchrotrons		4	4	4	4	4
シンクロサイクロトロン Synchrocyclotrons		-	-	-	-	-
直線加速装置 Linear Accelerators		56	54	51	57	59
ベータトロン Betatrons		-	-	-	-	-
ファン・デ・グラーフ加速装置 Van de Graaff Accelerators		1	1	1	1	1
コッククロフト・ワルトン加速装置 Cockcroft-Walton Accelerators		36	44	50	50	42
変圧器型加速装置 Transformer-type Accelerators		8	7	6	6	4
マイクロトロン Microtrons		1	1	1	2	2
プラズマ発生装置 Plasma Generators		-	-	-	-	-

図1-14 民間企業における発生装置の使用許可台数の年度推移

Fig.1-14 Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022) (Private Companies)



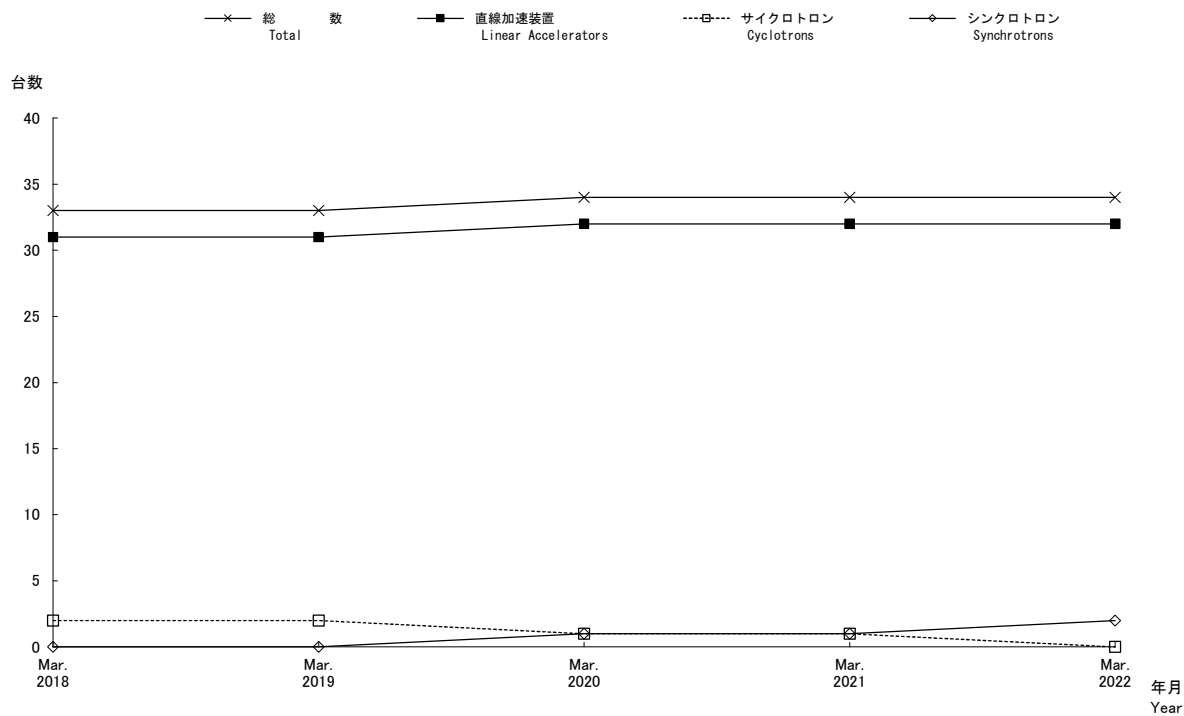
4-6 その他の機関 発生装置の使用許可台数の推移(種類別, 年度別)

Other Organizations

発生装置 Radiation Generators	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
	総数 Total		33	33	34	34
サイクロトロン Cyclotrons		2	2	1	1	-
シンクロトロン Synchrotrons		-	-	1	1	2
シンクロサイクロトロン Synchrocyclotrons		-	-	-	-	-
直線加速装置 Linear Accelerators		31	31	32	32	32
ベータトロン Betatrons		-	-	-	-	-
ファン・デ・グラーフ加速装置 Van de Graaff Accelerators		-	-	-	-	-
コッククロフト・ワルトン加速装置 Cockcroft-Walton Accelerators		-	-	-	-	-
変圧器型加速装置 Transformer-type Accelerators		-	-	-	-	-
マイクロトロン Microtrons		-	-	-	-	-
プラズマ発生装置 Plasma Generators		-	-	-	-	-

図1-15 その他の機関における発生装置の使用許可台数の年度推移

Fig.1-15 Change with the Year in the Number of Radiation Generators in Use (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022) (Other Organizations)



放射性同位元素等の規制に関する法律に係る許認可等の  
情報集計結果報告

《 資 料 》



# 凡 例

## I 統計の範囲

この統計は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」（施行：昭和33年4月1日。令和元年9月1日以降「放射性同位元素等の規制に関する法律」と改称した。以下、放射性同位元素等規制法という）の規定にもとづいて、放射性同位元素または放射線発生装置の使用を原子力規制委員会に許可された事業所、1個または1式あたりの放射能が下限数量の1,000倍以下の密封された放射性同位元素のみの使用を原子力規制委員会に届け出た事業所および表示付認証機器の使用を届け出た事業所を対象としたものであり、1～2章の構成としている。

## II 用語

### 1. 使用許可・届出事業所および表示付認証機器届出事業所：

放射性同位元素等規制法の規定にもとづいて、放射性同位元素または放射線発生装置の使用を原子力規制委員会に許可された事業所（**許可事業所**）、1個または1式あたりの放射能が下限数量の1,000倍以下の密封された放射性同位元素のみの使用を原子力規制委員会に届け出た事業所（**届出事業所**）および表示付認証機器の使用を届け出た事業所（**表示付認証機器届出事業所**）

### 2. 販売・賃貸事業所：

放射性同位元素等規制法の規定にもとづいて、放射性同位元素を業として販売または賃貸することを原子力規制委員会に届け出た事業所

### 3. 医療機関：

医療法にもとづく病院および診療所  
（教育機関および民間企業の附属病院ならびに診療所を含む）

### 4. 教育機関：

学校教育法にもとづく学校（大学にあってはその学部）。大学の附属病院および附属研究所・試験所・研究施設等を除く

### 5. 研究機関：

国立、独立行政法人、公立、特殊法人、公益法人等の研究所および試験所ならびに教育機関または民間企業の附属研究所・試験所・研究施設

### 6. 民間企業：

民間の工場および作業場。附属研究所・試験所・研究施設ならびに附属病院を除く

### 7. その他の機関：上記3.，4.，5. および6. の分類に属さない事業所

### 8. 集計期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日の間とする

### 9. 非：密封されていない放射性同位元素（非密封アイソトープ）

### 10. 密：密封された放射性同位元素（密封アイソトープ）

### 11. 発：放射線発生装置

### 12. 医療機器：

密封アイソトープのうち、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年8月10日法律第145号）」で規定されている医療機器

### 13. 放射性医薬品：

「放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年2月1日厚生省令第4号）」に規定された放射性医薬品

## III 記号

- ：計数零の場合
- ・ ：統計項目のない場合
- 0 ：数または比率が微小（0.5未満）の場合



# Explanatory Notes

## I Coverage of Statistics

This booklet presents the statistical data on the following three types of establishments; 1) the establishments which have been permitted by the Nuclear Regulation Authority, Japan (hereinafter called the “NRA”) to use radioisotopes and/or radiation generators, 2) the establishments which have notified and have been accepted by the NRA to use only sealed radioisotopes of not more than one thousand times of the exemption level for each kind of radioisotopes in one piece (or one set or one unit in normal use), and 3) the establishments which have notified the NRA to use only approved devices with certification labels, as provided by Act on Prevention of Radiation Hazards due to Radioisotopes, etc. (Act No. 167 of June 10, 1957, September 1, 2019: It was renamed the Act on the Regulation of Radioisotopes, etc.), hereinafter called the “Radiation Hazards Prevention Act”.

## II Terms and Abbreviations

### 1. Users:

The establishments which have been permitted by the NRA to use radioisotopes or radiation generators (designated as “permitted users”) and the establishments that have notified and have been accepted by the NRA to use only sealed radioisotopes of not more than one thousand times of the exemption level for each kind of radioisotopes in one piece (or one set or one unit for normal use) (“registered users”), and have notified the NRA to use only approved devices with certification labels, (“notifying user of the approved devices with certification labels”, hereinafter called “notifies”).

### 2. Dealers and Lessors:

The establishments have been accepted by the NRA to deal with or rent radioisotopes or instruments containing radioisotopes as provided by the Radiation Hazards Prevention Act.

### 3. Hospitals and Clinics:

Hospitals attached to educational institutions and industrial companies are included.

### 4. Educational Institutions:

Faculties of universities, colleges and high schools, their attached hospitals and research institutions are excluded.

### 5. Research Institutions:

Research institutions attached to educational institutions and industrial companies are included.

### 6. Private Companies:

Factories and works

### 7. Other Organizations:

Organizations other than those falling under the above-mentioned 3., 4., 5. and 6.

### 8. Fiscal Year:

From April 1, 2021 to March 31, 2022

### 9. US : Unsealed radioisotopes

### 10. S : Sealed radioisotopes

### 11. G : Radiation generators

### 12. Medical Devices :

Sealed radioisotopes prescribed by Act on Ensuring Quality, Effectiveness and Safety of Pharmaceuticals and Medical Devices, etc. (Act No. 145 of August 10, 1960)

### 13. Radiopharmaceuticals :

Radiopharmaceuticals prescribed by basically Act on Ensuring Quality, Effectiveness and Safety of Pharmaceuticals and Medical Devices, etc. (Act No. 145 of August 10, 1960)

Their radionuclides were prescribed by the Atomic Energy Basic Act (Act No. 186 of December 19, 1955) and they were also approved under Act on Ensuring Quality, Effectiveness and Safety of Pharmaceuticals and Medical Devices, etc.

Radiopharmaceuticals are used mainly for injections, namely “*in vivo* use”. The assay kits containing radiolabeled compounds are also described as radiopharmaceuticals, namely “*in vitro* use” as long as they are used for clinical examinations. Radiopharmaceuticals are, here, described as “*in vivo*” for clinical diagnosis and therapy, and “*in vitro*” for diagnostic assays.

### III Symbols

The following symbols are used in the tables.

- : Nil
- : Class or item not applicable
- 0 : Figure less than 0.5

### IV Districts and Prefectures

The following serial number is given to each prefecture.

01	Hokkaido	24	Mie Prefecture
02	Aomori Prefecture	25	Shiga Prefecture
03	Iwate Prefecture	26	Kyoto Prefecture
04	Miyagi Prefecture	27	Osaka Prefecture
05	Akita Prefecture	28	Hyogo Prefecture
06	Yamagata Prefecture	29	Nara Prefecture
07	Fukushima Prefecture	30	Wakayama Prefecture
08	Ibaraki Prefecture	31	Tottori Prefecture
09	Tochigi Prefecture	32	Shimane Prefecture
10	Gunma Prefecture	33	Okayama Prefecture
11	Saitama Prefecture	34	Hiroshima Prefecture
12	Chiba Prefecture	35	Yamaguchi Prefecture
13	Tokyo	36	Tokushima Prefecture
14	Kanagawa Prefecture	37	Kagawa Prefecture
15	Niigata Prefecture	38	Ehime Prefecture
16	Toyama Prefecture	39	Kochi Prefecture
17	Ishikawa Prefecture	40	Fukuoka Prefecture
18	Fukui Prefecture	41	Saga Prefecture
19	Yamanashi Prefecture	42	Nagasaki Prefecture
20	Nagano Prefecture	43	Kumamoto Prefecture
21	Gifu Prefecture	44	Oita Prefecture
22	Shizuoka Prefecture	45	Miyazaki Prefecture
23	Aichi Prefecture	46	Kagoshima Prefecture
		47	Okinawa Prefecture

# 目次

## 1 概況

### 1.1 使用許可・届出事業所数，販売・賃貸事業所数

1.1.1 使用許可・届出事業所数の推移（機関別，年度別）	1
図1 使用許可・届出事業所数の年度推移	2
1.1.2 使用許可・届出事業所数の推移（都道府県別，年度別）	3
1.1.3 使用許可・届出事業所の地域分布（都道府県別，機関別）	4
図2 使用許可・届出事業所の地域分布	5
1.1.4 使用許可・届出事業所数（機関別，利用形態別）	5
図3 使用許可・届出事業所の利用形態	6
1.1.5 販売・賃貸事業所数の推移（年度別）	7

### 1.2 利用状況

1.2.1 おもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数（核種別，機関別）	8
1.2.2 発生装置の使用許可台数（種類別，機関別）	9
図4 発生装置の使用許可台数	9
1.2.3 表示付認証機器の使用届出台数（種類別，機関別）	10

## 2 各機関別利用状況

### 2.1 医療機関

2.1.1 使用許可・届出事業所数（開設者別）	11
2.1.2 使用許可・届出事業所数（開設者別，利用形態別）	12
図5 病院における利用形態	12
2.1.3 使用許可・届出事業所数（都道府県別，利用形態別）	13
2.1.4 近接治療装置の使用許可・届出事業所数（核種別，放射能別）	14
2.1.5 遠隔照射治療装置の使用許可台数（放射能別，発生装置の種類別，年度別）	15
2.1.6 おもな装備機器等の使用許可・届出台数（機器の種類別，核種別）	16

### 2.2 教育機関および研究機関

2.2.1 使用許可・届出事業所数（教育機関・研究機関の種類別）	17
2.2.2 使用許可・届出事業所数（教育機関・研究機関の種類別，利用形態別）	18
図6 大学および研究機関における利用形態	18
2.2.3 照射装置の使用許可・届出台数（放射能別，発生装置の種類別，分野別）	19
図7 教育・研究機関における照射装置の構成比	20

### 2.3 民間企業

2.3.1 使用許可・届出事業所数（業種別）	21
2.3.2 使用許可・届出事業所数（業種別，利用形態別）	22
2.3.3 $\gamma$ 線照射装置の使用許可・届出台数（放射能別）	23

### 2.4 その他の機関

2.4.1 $\gamma$ 線照射装置の使用許可・届出台数（放射能別）	24
--------------------------------------	----

# PRIMARY SOURCES

## CONTENTS

### 1 GENERAL ASPECTS

#### 1.1 Number of Users, Dealers and Lessors

##### 1.1.1 Changes with the Year in the Number of Users by Category of Organizations and License

(as of March 31 of Each Year from 2013 to 2022) ..... 1

Fig.1 Changes with the Year in the Number of Users ..... 2

##### 1.1.2 Changes with the Year in the Number of Users by Prefectures

(as of March 31 of Each Year from 2013 to 2022) ..... 3

##### 1.1.3 Geographical Distribution of Users by Category of Organizations and by License

(as of March 31,2022) ..... 4

Fig.2 Geographical Distribution of Users (as of March 31, 2022) ..... 5

##### 1.1.4 Number of Users by Category of Organizations and by Usage(as of March 31, 2022)..... 5

Fig.3 Usage of Radiation (as of March 31, 2022) ..... 6

##### 1.1.5 Changes with the Number of Dealers and Lessors

(as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)..... 7

#### 1.2. Utilization of Radioisotopes and Radiation Generators

##### 1.2.1 Number of Users of Major Sealed Radioisotopes by Category of Organizations

(as of March 31, 2022) ..... 8

##### 1.2.2 Number of Radiation Generators in Use(as of March 31, 2022)..... 9

Fig.4 Number of Radiation Generators in Use (as of March 31, 2022) ..... 9

##### 1.2.3 Number of Approved Devices with certification labels in Use (as of March 31, 2022).....10

### 2 UTILIZATION OF RADIATION

#### BY ORGANIZATIONS IN EACH CATEGORY

#### 2.1 Hospitals and Clinics

##### 2.1.1 Number of Licensed Hospitals and Clinics by Ownership and by License

(as of March 31, 2022) .....11

##### 2.1.2 Number of Licensed Hospitals and Clinics by Ownership and by Usage

(as of March 31, 2022) .....12

Fig.5 Usage of Radiation in Licensed Hospitals (as of March 31, 2022) .....12

##### 2.1.3 Number of Licensed Hospitals and Clinics by Prefectures and by Usage

(as of March 31, 2022) .....13

##### 2.1.4 Number of Licensed Hospitals and Clinics Using Brachytherapy

(as of March 31, 2022) .....14

##### 2.1.5 Changes with the Year in the Number of Teletherapeutic Apparatus in Use

in Hospitals and Clinics (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022).....15

##### 2.1.6 Number of Major Apparatus in Use in Hospitals and Clinics by Nuclide

(as of March 31, 2022) .....16

2.2	Educational Institutions and Research Institutions	
2.2.1	Number of Licensed Educational Institutions and Research Institutions by Ownership and by License(as of March 31, 2022).....	17
2.2.2	Number of Licensed Educational Institutions and Research Institutions by Ownership and by Usage(as of March 31, 2022).....	18
	Fig.6 Usage of Radiation in Licensed Universities and Research Institutions (as of March 31, 2022) .....	18
2.2.3	Number of $\gamma$ -Ray Irradiation Facilities and Radiation Generators in Use in Educational Institutions and Research Institutions(as of March 31, 2022).....	19
	Fig.7 Number of $\gamma$ -Ray Irradiation Facilities and Radiation Generators in Use in Educational Institutions and Research Institutions (as of March 31, 2022) .....	20
2.3	Private Companies	
2.3.1	Number of Licensed Private Companies by Industry and by License (as of March 31, 2022) .....	21
2.3.2	Number of Licensed Private Companies by Industry and by Usage (as of March 31, 2022) .....	22
2.3.3	Number of $\gamma$ -Ray Irradiation Facilities in Use in Private Companies (as of March 31, 2022) .....	23
2.4	Other Organizations	
2.4.1	Number of $\gamma$ -Ray Irradiation Facilities in Use in Other Organizations (as of March 31, 2022) .....	24

# 1 概 況 GENERAL ASPECTS

## 1.1 使用許可・届出事業所数, 販売・賃貸事業所数 Number of Users , Dealers and Lessors

### 1.1.1 使用許可・届出事業所数\*の推移(機関別, 年度別)

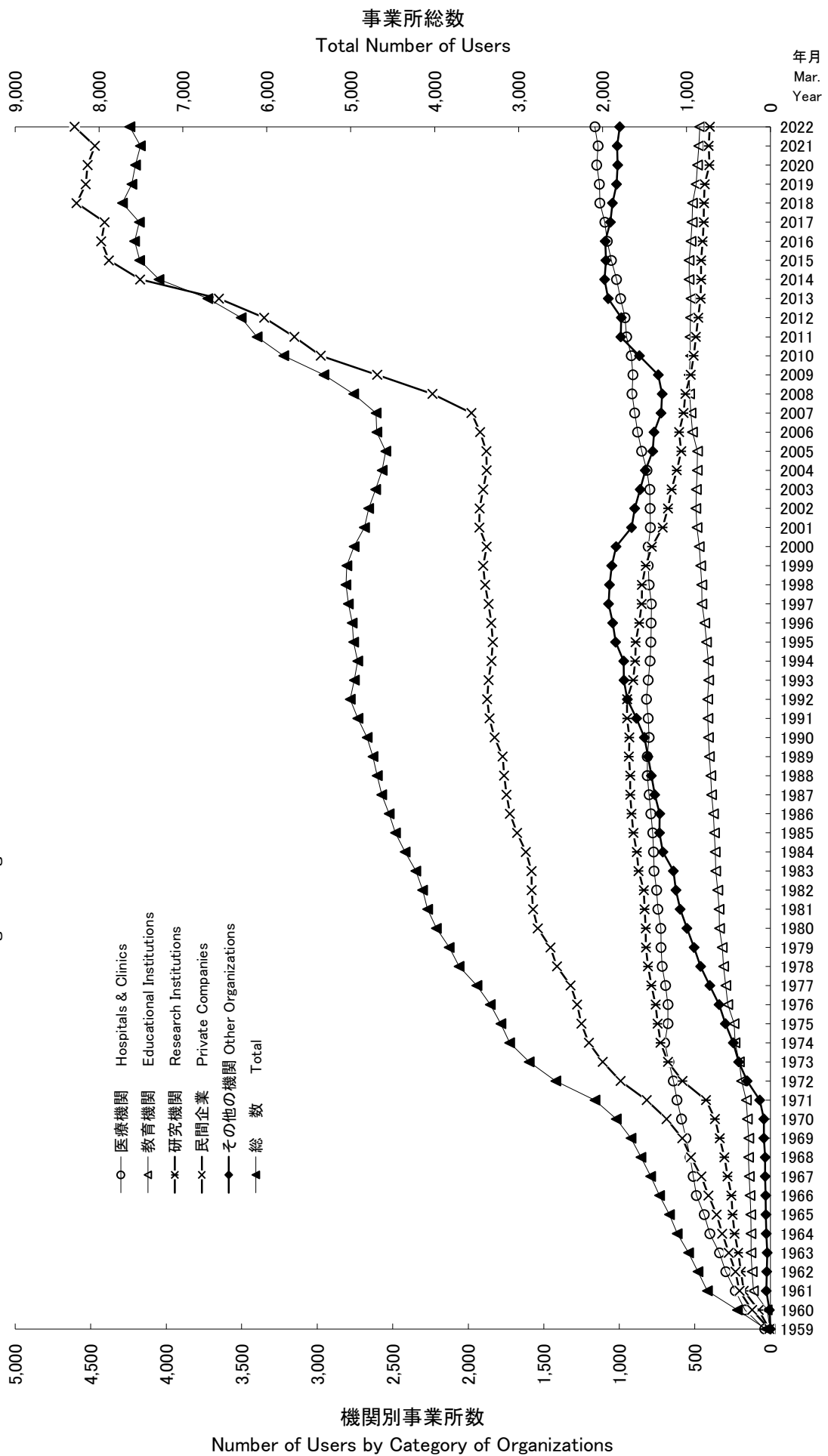
Changes with the Year in the Number of Users by Category of Organizations and License  
(as of March 31 of Each Year from 2013 to 2022)

機関 Category	年月 Year	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	構成比 Ratio(%)
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
<b>総 数</b> Total		<b>6,703</b>	<b>7,285</b>	<b>7,515</b>	<b>7,577</b>	<b>7,521</b>	<b>7,721</b>	<b>7,608</b>	<b>7,565</b>	<b>7,508</b>	<b>7,634</b>	<b>100%</b>
許 可 Permitted		2,368	2,376	2,359	2,317	2,271	2,273	2,211	2,148	2,120	2,102	
届 出 Registered &Notifies		4,335	4,909	5,156	5,260	5,250	5,448	5,397	5,417	5,388	5,532	
医療機関 Hospitals&Clinics		991	1,019	1,053	1,080	1,096	1,129	1,131	1,149	1,141	1,162	15.2
許 可 Permitted		918	940	943	953	949	957	944	942	930	941	
届 出 Registered &Notifies		73	79	110	127	147	172	187	207	211	221	
教育機関 Educational Institutions		526	537	537	526	518	515	491	482	474	467	6.1
許 可 Permitted		331	333	331	317	307	303	281	269	255	245	
届 出 Registered &Notifies		195	204	206	209	211	212	210	213	219	222	
研究機関 Research Institutions		462	459	458	448	440	439	435	403	408	401	5.3
許 可 Permitted		240	236	232	219	206	205	203	182	181	173	
届 出 Registered &Notifies		222	223	226	229	234	234	232	221	227	228	
民間企業 Private Companies		3,651	4,172	4,379	4,430	4,408	4,593	4,532	4,520	4,471	4,607	60.3
許 可 Permitted		801	791	778	754	739	738	715	691	690	681	
届 出 Registered &Notifies		2,850	3,381	3,601	3,676	3,669	3,855	3,817	3,829	3,781	3,926	
その他の機関 Other Organizations		1,073	1,098	1,088	1,093	1,059	1,045	1,019	1,011	1,014	997	13.1
許 可 Permitted		78	76	75	74	70	70	68	64	64	62	
届 出 Registered &Notifies		995	1,022	1,013	1,019	989	975	951	947	950	935	

\*表示付認証機器届出事業所を含む。

\*Number of Users are included notifying users of the approved devices with certification labels.

図1 使用許可・届出事業所数の年度推移  
Fig.1 Changes with the Year in the Number of Users



### 1.1.2 使用許可・届出事業所数\*の推移(都道府県別, 年度別)

Changes with the Year in the Number of Users by Prefectures  
(as of March 31 of Each Year from 2013 to 2022)

都道府県 Prefectures	年月 Year	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	Mar.	構成比 Ratio(%)
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
<b>全 国</b>	<b>Total</b>	<b>6,703</b>	<b>7,285</b>	<b>7,515</b>	<b>7,577</b>	<b>7,521</b>	<b>7,721</b>	<b>7,608</b>	<b>7,565</b>	<b>7,508</b>	<b>7,634</b>	<b>100%</b>
都道府県コード												
01	北海道	299	315	332	336	331	346	339	339	345	350	4.6
02	青森	105	104	106	110	112	120	116	115	119	120	1.6
03	岩手	50	68	96	105	110	115	101	89	80	76	1.0
04	宮城	146	217	229	251	213	229	223	199	177	177	2.3
05	秋田	68	81	83	68	68	68	75	76	79	78	1.0
06	山形	58	65	71	71	74	69	65	66	66	63	0.8
07	福島	131	136	168	179	177	177	188	193	184	183	2.4
08	茨城	302	314	322	327	297	301	293	294	298	301	3.9
09	栃木	90	96	101	105	101	103	101	108	113	107	1.4
10	群馬	81	83	86	84	83	86	83	86	83	90	1.2
11	埼玉	233	248	251	244	248	253	259	257	247	263	3.4
12	千葉	298	338	339	342	352	359	349	344	353	360	4.7
13	東京都	641	683	710	713	719	742	744	746	743	769	10.1
14	神奈川県	398	411	421	440	450	460	458	462	447	450	5.9
15	新潟	118	126	132	143	137	137	137	137	133	136	1.8
16	富山	79	87	85	84	87	85	82	84	84	90	1.2
17	石川	70	71	78	71	75	81	81	80	83	84	1.1
18	福井	69	77	74	72	78	85	91	95	80	80	1.0
19	山梨	54	60	57	66	58	61	57	49	54	54	0.7
20	長野	107	107	109	115	110	113	113	107	107	114	1.5
21	岐阜	90	93	98	110	109	112	101	100	104	110	1.4
22	静岡県	233	254	264	258	254	265	253	249	246	249	3.3
23	愛知県	346	364	366	372	372	382	368	371	371	369	4.8
24	三重	100	111	115	115	113	113	102	105	108	108	1.4
25	滋賀	85	95	101	100	102	102	106	103	109	117	1.5
26	京都	155	175	178	166	159	163	163	162	162	165	2.2
27	大阪	487	543	577	571	569	574	571	563	561	570	7.5
28	兵庫	316	347	342	337	331	337	335	333	335	340	4.5
29	奈良	45	61	68	67	62	69	60	67	63	70	0.9
30	和歌山	66	85	80	70	64	71	68	71	66	62	0.8
31	鳥取	36	39	42	48	46	44	47	44	44	45	0.6
32	島根	48	57	51	51	54	57	52	55	57	57	0.7
33	岡山	118	126	129	122	123	125	129	133	130	131	1.7
34	広島	186	191	188	179	180	182	177	182	180	184	2.4
35	山口	91	102	102	98	101	103	102	101	101	97	1.3
36	徳島	60	77	76	65	65	68	71	70	66	66	0.9
37	香川	59	64	67	68	65	64	57	58	58	57	0.7
38	愛媛	84	85	84	83	81	85	84	87	86	86	1.1
39	高知	36	42	42	40	37	42	42	40	38	38	0.5
40	福岡	231	235	243	257	252	259	255	250	248	250	3.3
41	佐賀	40	42	46	45	44	45	42	40	40	40	0.5
42	長崎	60	60	64	75	81	82	75	68	65	66	0.9
43	熊本	82	88	86	86	90	97	89	86	91	94	1.2
44	大分	58	56	54	58	62	63	61	59	58	56	0.7
45	宮崎	58	57	55	53	58	58	64	61	63	67	0.9
46	鹿児島	60	66	65	67	72	71	70	71	74	80	1.0
47	沖縄	76	83	82	90	95	98	109	110	112	115	1.5

\*表示付認証機器届出事業所を含む。

\*Number of Users are included notifying users of the approved devices with certification labels.



1.1.3 使用許可・届出事業所\*の地域分布(都道府県別, 機関別)

Geographical Distribution of Users by Category of Organizations and by License(as of March 31,2022)

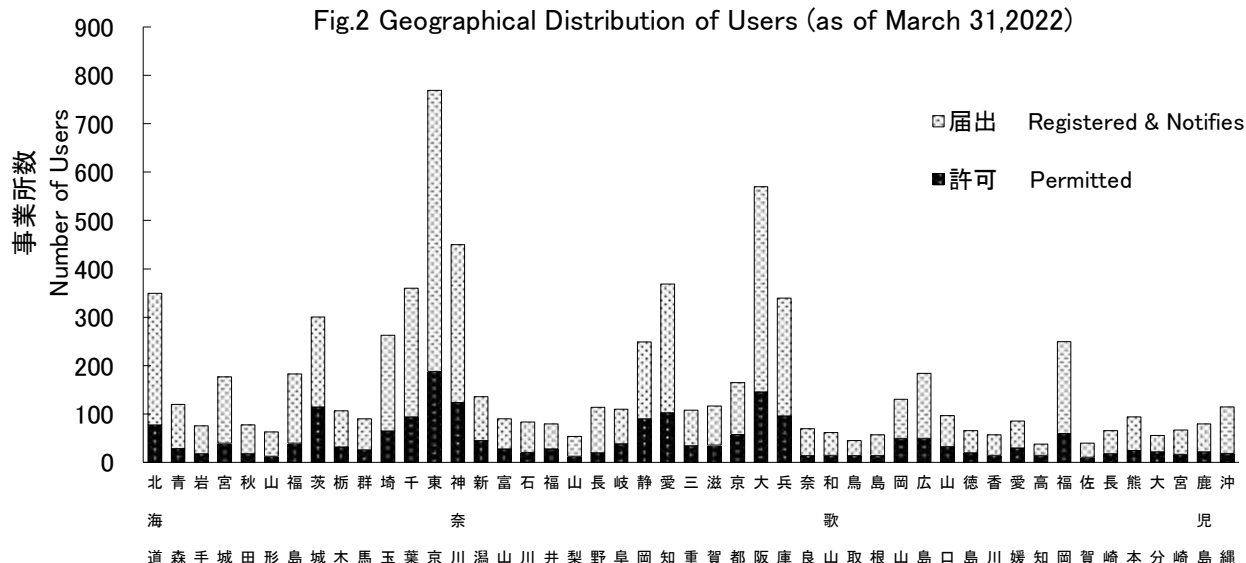
都道府県 Prefectures	機関 Category	総数 Total			医療機関 Hospitals & Clinics			教育機関 Educational Institutions			研究機関 Research Institutions			民間企業 Private Companies			その他の機関 Other Organizations		
		総数 Total	許可 Permitted	届出 & Notifies	総数 Total	許可 Permitted	届出 & Notifies	総数 Total	許可 Permitted	届出 & Notifies	総数 Total	許可 Permitted	届出 & Notifies	総数 Total	許可 Permitted	届出 & Notifies	総数 Total	許可 Permitted	届出 & Notifies
全国 Total		7,634	2,102	5,532	1,162	941	221	467	245	222	401	173	228	4,607	681	3,926	997	62	935
01 北海道		350	78	272	57	44	13	19	11	8	7	-	7	164	15	149	103	8	95
02 青森	森	120	29	91	18	14	4	7	2	5	10	5	5	56	5	51	29	3	26
03 岩手	手	76	18	58	14	12	2	3	2	1	2	-	2	46	4	42	11	-	11
04 宮城	城	177	40	137	24	17	7	19	9	10	8	5	3	100	6	94	26	3	23
05 秋田	田	78	18	60	11	11	-	4	3	1	-	-	-	54	4	50	9	-	9
06 山形	形	63	13	50	9	8	1	4	2	2	1	-	1	33	2	31	16	1	15
07 福島	島	183	40	143	18	13	5	5	2	3	8	4	4	133	20	113	19	1	18
08 茨城	城	301	115	186	24	20	4	14	4	10	80	41	39	152	47	105	31	3	28
09 栃木	木	107	32	75	14	12	2	5	4	1	3	-	3	71	16	55	14	-	14
10 群馬	馬	90	26	64	18	14	4	3	2	1	4	1	3	55	7	48	10	2	8
11 埼玉	玉	263	65	198	39	32	7	12	4	8	12	5	7	162	22	140	38	2	36
12 千葉	葉	360	94	266	42	33	9	18	11	7	19	6	13	241	44	197	40	-	40
13 東京都	京	769	188	581	122	96	26	78	44	34	42	19	23	448	22	426	79	7	72
14 神奈川県	奈川	450	124	326	60	51	9	26	15	11	28	14	14	293	41	252	43	3	40
15 新潟	潟	136	45	91	19	18	1	8	4	4	5	1	4	77	19	58	27	3	24
16 富山	山	90	28	62	13	12	1	6	4	2	1	-	1	64	12	52	6	-	6
17 石川	川	84	21	63	18	12	6	6	3	3	4	1	3	44	5	39	12	-	12
18 福井	井	80	28	52	10	7	3	3	2	1	10	4	6	53	15	38	4	-	4
19 山梨	梨	54	13	41	8	8	-	1	1	-	2	-	2	34	4	30	9	-	9
20 長野	野	114	20	94	17	13	4	6	2	4	4	1	3	73	4	69	14	-	14
21 岐阜	阜	110	39	71	21	16	5	6	4	2	7	3	4	63	16	47	13	-	13
22 静岡県	岡	249	90	159	35	29	6	9	3	6	12	8	4	163	48	115	30	2	28
23 愛知県	知	369	103	266	59	48	11	25	14	11	17	6	11	230	32	198	38	3	35
24 三重	重	108	35	73	21	14	7	1	1	-	4	-	4	71	19	52	11	1	10
25 滋賀	賀	117	36	81	18	14	4	6	2	4	3	2	1	80	18	62	10	-	10
26 京都	都	165	58	107	28	24	4	26	13	13	13	11	2	86	9	77	12	1	11
27 大阪	阪	570	146	424	91	75	16	33	16	17	30	15	15	386	39	347	30	1	29
28 兵庫県	庫	340	96	244	51	38	13	13	7	6	14	8	6	224	40	184	38	3	35
29 奈良	良	70	14	56	12	9	3	6	4	2	2	-	2	44	1	43	6	-	6
30 和歌山	歌山	62	15	47	12	11	1	2	1	1	3	-	3	40	3	37	5	-	5
31 鳥取	取	45	14	31	8	7	1	4	2	2	2	1	1	21	4	17	10	-	10
32 島根	根	57	14	43	9	6	3	4	2	2	2	1	1	34	4	30	8	1	7
33 岡山	山	131	50	81	19	14	5	11	6	5	4	2	2	78	27	51	19	1	18
34 広島	島	184	50	134	28	22	6	12	5	7	4	2	2	112	20	92	28	1	27
35 山口	口	97	33	64	17	15	2	4	3	1	1	1	-	58	14	44	17	-	17
36 徳島	島	66	20	46	8	6	2	3	1	2	2	2	-	42	11	31	11	-	11
37 香川	川	57	15	42	9	8	1	3	2	1	4	-	4	32	5	27	9	-	9
38 愛媛	媛	86	30	56	14	11	3	6	4	2	2	-	2	57	14	43	7	1	6
39 高知	知	38	15	23	7	6	1	4	3	1	1	-	1	21	6	15	5	-	5
40 福岡	岡	250	60	190	45	37	8	15	6	9	7	2	5	149	10	139	34	5	29
41 佐賀	賀	40	11	29	7	6	1	1	1	-	4	1	3	21	2	19	7	1	6
42 長崎	崎	66	18	48	13	11	2	4	2	2	2	-	2	30	5	25	17	-	17
43 熊本	本	94	25	69	15	14	1	10	5	5	4	1	3	46	3	43	19	2	17
44 大分	分	56	22	34	15	14	1	1	1	-	1	-	1	29	7	22	10	-	10
45 宮崎	崎	67	17	50	11	9	2	4	2	2	-	-	-	37	6	31	15	-	15
46 鹿児島	児島	80	22	58	20	17	3	1	1	-	4	-	4	42	3	39	13	1	12
47 沖縄	縄	115	19	96	14	13	1	6	3	3	2	-	2	58	1	57	35	2	33

\*表示付認証機器届出事業所を含む。

\*Number of Users are included notifying users of the approved devices with certification labels.

図2 使用許可・届出事業所の地域分布

Fig.2 Geographical Distribution of Users (as of March 31,2022)



1.1.4 使用許可・届出事業所数\*(機関別, 利用形態別)

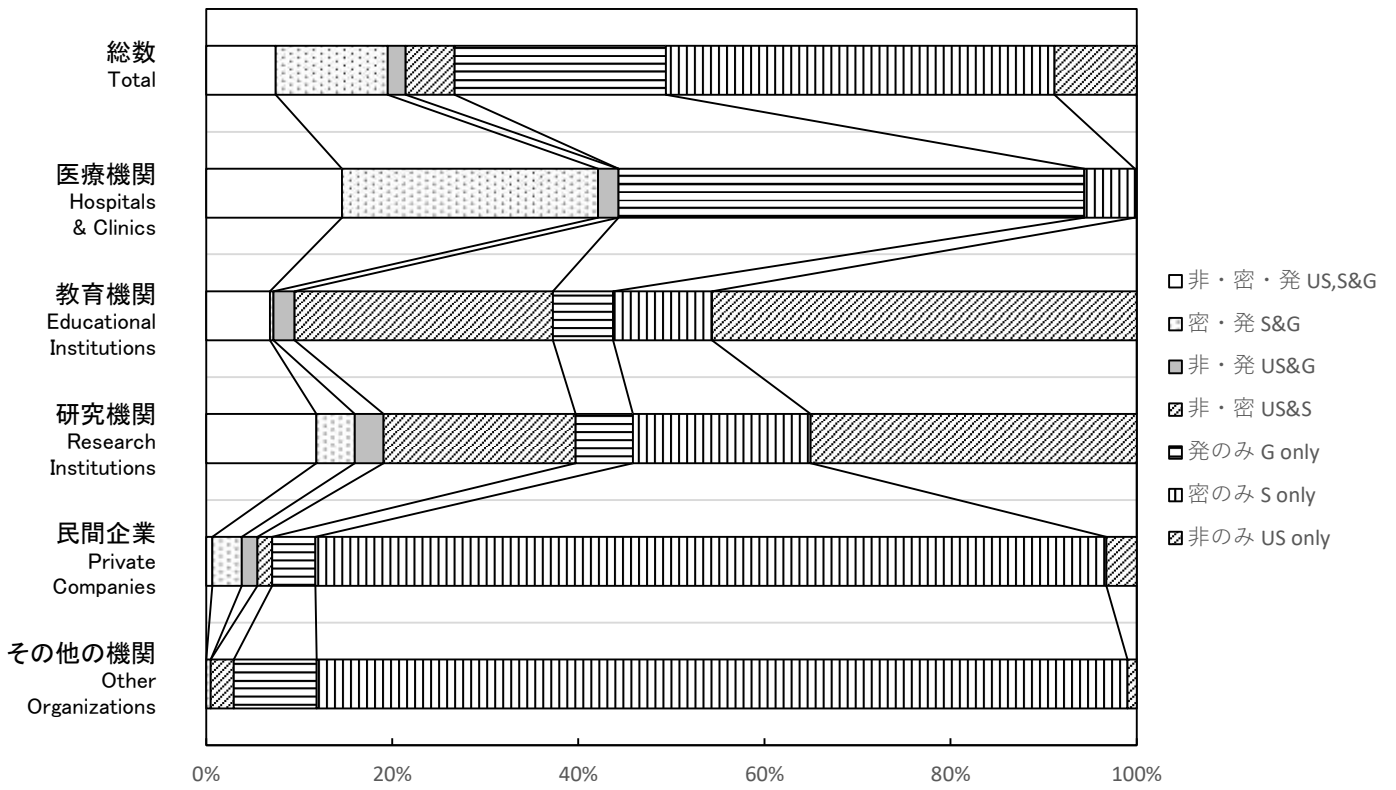
Number of Users by Category of Organizations and by Usage (as of March 31,2022)

機関 Category	利用形態 Usage	総数 Total	非のみ US only	密のみ S only	発のみ G only	非・密 US&S	非・発 US&G	密・発 S&G	非・密・発 US,S&G	延べ計		
										非 US	密 S	発 G
<b>総数</b>	<b>Total</b>	<b>2,504</b>	<b>221</b>	<b>1,046</b>	<b>568</b>	<b>132</b>	<b>48</b>	<b>302</b>	<b>187</b>	<b>588</b>	<b>1,667</b>	<b>1,105</b>
<b>構成比</b>	<b>Ratio(%)</b>	<b>100%</b>	<b>8.8</b>	<b>41.8</b>	<b>22.7</b>	<b>5.3</b>	<b>1.9</b>	<b>12.1</b>	<b>7.5</b>			
医療機関 &Clinics	Hospitals	959	2	52	480	0	21	264	140	163	456	905
教育機関 Institutions	Educational	263	120	28	17	73	6	1	18	217	120	42
研究機関 Institutions	Research	194	68	37	12	40	6	8	23	137	108	49
民間企業 Companies	Private	886	29	753	41	14	15	28	6	64	801	90
その他の機関 Organizations	Other	202	2	176	18	5	0	1	0	7	182	19

\*表示付認証機器届出事業所は含まれていない。

\*Number of Users are not included notifying users of the approved devices with certification labels.

図3 使用許可・届出事業所の利用形態  
Fig.3 Usage of Radiation (as of March 31,2022)



### 1.1.5 販売・賃貸事業所数の推移(年度別)

Changes with the Number of Dealers and Lessors (as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)

業種 Kind of business	年月 Year	Mar. 2018	Mar. 2019	Mar. 2020	Mar. 2021	Mar. 2022
販売業 Dealers		320	320	311	324	332
賃貸業 Lessors		156	161	158	161	168

## 1.2 利用状況

### Utilization of Radioisotopes and Radiation Generators

#### 1.2.1 おもな密封アイソトープの使用許可・届出事業所数\*(核種別, 機関別)

Number of Users of Major Sealed Radioisotopes by Category of Organizations (as of March 31, 2022)

核種 Nuclides	機関 Category	総数 Total	構成比** ratio(%)	医療機関 Hospitals & Clinics	教育機関 Educational Institutions	研究機関 Research Institutions	民間企業 Private Companies	その他の機関 Other Organizations
<sup>3</sup> H		126	7.6	1	2	8	55	60
<sup>14</sup> C		2	0.1	-	-	1	-	1
<sup>22</sup> Na		65	3.9	29	14	17	4	1
<sup>55</sup> Fe		25	1.5	-	3	7	14	1
<sup>57</sup> Co		80	4.8	9	43	19	8	1
<sup>60</sup> Co		282	16.9	75	27	31	142	7
<sup>63</sup> Ni		188	11.3	-	17	30	98	43
<sup>68</sup> Ge		321	19.3	295	6	12	7	1
<sup>85</sup> Kr		399	23.9	-	1	8	313	77
<sup>90</sup> Sr		105	6.3	9	17	11	66	2
<sup>109</sup> Cd		15	0.9	-	4	2	8	1
<sup>119m</sup> Sn		31	1.9	-	20	9	1	1
<sup>124</sup> Sb/Be		16	1.0	-	-	4	12	-
<sup>125</sup> I		128	7.7	113	7	3	4	1
<sup>133</sup> Ba		13	0.8	-	3	4	5	1
<sup>137</sup> Cs		412	24.7	92	46	50	187	37
<sup>147</sup> Pm		72	4.3	-	2	5	61	4
<sup>151</sup> Sm		24	1.4	-	13	9	1	1
<sup>153</sup> Gd		4	0.2	-	-	1	2	1
<sup>170</sup> Tm		4	0.2	-	1	1	1	1
<sup>192</sup> Ir		228	13.7	135	3	3	86	1
<sup>198</sup> Au		29	1.7	26	1	1	-	1
<sup>204</sup> Tl		12	0.7	-	1	4	6	1
<sup>210</sup> Po		9	0.5	-	-	1	7	1
<sup>226</sup> Ra		37	2.2	1	4	17	11	4
<sup>241</sup> Am		157	9.4	-	15	16	120	6
<sup>241</sup> Am/Be		60	3.6	-	18	18	22	2
<sup>244</sup> Cm		8	0.5	-	-	5	2	1
<sup>252</sup> Cf		63	3.8	-	8	17	35	3
Others		49	2.9	1	16	13	18	1

\*表示付認証機器届出事業所は含まれていない。

\*\* 密封アイソトープ使用事業所数1,667(表1.1.4延べ計参照)に対する比

\*Number of Users are not included notifying users of the approved devices with certification labels.

\*\* Ratio to the total number of users (1,667) of sealed radioisotopes. (See Table 1.1.4)

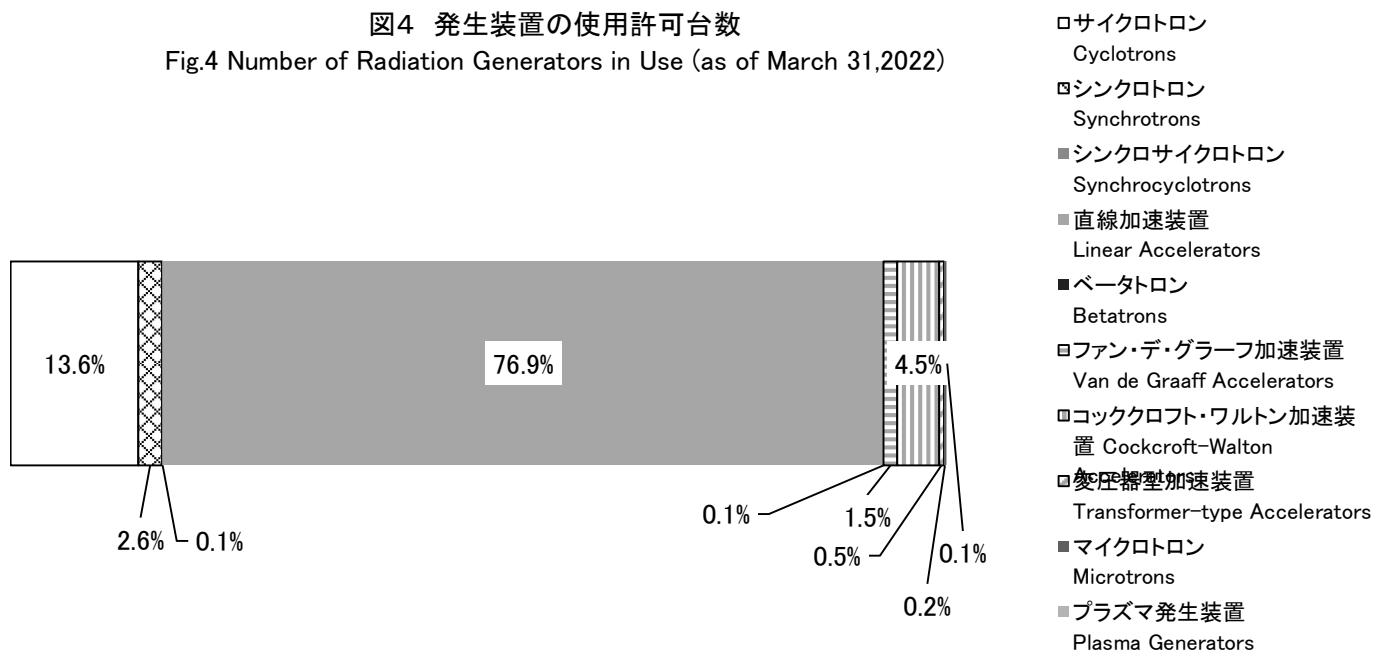
### 1.2.2 発生装置の使用許可台数(種類別, 機関別)

Number of Radiation Generators in Use (as of March 31,2022)

発生装置 Radiation Generators	機関 Category	総数 Total 構成比 Ratio(%)	医療機関 Hospitals &Clinics	教育機関 Educational Institutions	研究機関 Research Institutions	民間企業 Private Companies	その他の機関 Other Organizations
<b>総数 Total</b>		<b>1,724</b>	<b>1,323</b>	<b>46</b>	<b>163</b>	<b>158</b>	<b>34</b>
<b>構成比 Ratio %</b>		<b>100%</b>	<b>76.7</b>	<b>2.7</b>	<b>9.5</b>	<b>9.2</b>	<b>2.0</b>
サイクロトロン Cyclotrons		235 13.6	161	2	26	46	-
シンクロトロン Synchrotrons		44 2.6	16	1	21	4	2
シンクロサイクロトロン Synchrocyclotrons		2 0.1	2	-	-	-	-
直線加速装置 Linear Accelerators		1,325 76.9	1,143	24	67	59	32
ベータトロン Betatrons		1 0.1	-	-	1	-	-
ファン・デ・グラーフ加速装置 Van de Graaff Accelerators		25 1.5	-	9	15	1	-
コッククロフト・ワルトン加速装置 Cockcroft-Walton Accelerators		77 4.5	1	10	24	42	-
変圧器型加速装置 Transformer-type Accelerators		9 0.5	-	-	5	4	-
マイクロトロン Microtrons		4 0.2	-	-	2	2	-
プラズマ発生装置 Plasma Generators		2 0.1	-	-	2	-	-

図4 発生装置の使用許可台数

Fig.4 Number of Radiation Generators in Use (as of March 31,2022)



### 1.2.3 表示付認証機器の使用届出台数(種類別, 機関別)

Number of Approved Devices with certification labels in Use (as of March 31,2022)

機器 Approved Device	機関 Category	総数 Total 構成比 Ratio(%)	医療機関 Hospitals &Clinics	教育機関 Educational Institutions	研究機関 Reseach Institutions	民間企業 Private Companies	その他の機関 Other Organizations
<b>総 数</b>	<b>Total</b>	<b>15,024</b>	<b>451</b>	<b>552</b>	<b>740</b>	<b>9,618</b>	<b>3,663</b>
<b>構 成 比</b>	<b>Ratio %</b>	<b>100%</b>	<b>3.0</b>	<b>3.7</b>	<b>4.9</b>	<b>64.0</b>	<b>24.4</b>
校正用線源 Calibration Sources		4,191 27.9	443	387	395	1,973	993
厚さ計 Thickness Gauges		121 0.8	-	-	-	121	-
レベル計 Level Gauges		1,538 10.2	-	2	-	1,488	48
密度計 Density Gauges		266 1.8	-	1	28	230	7
水分密度計 Moisture & Density Gauges		725 4.8	-	4	2	717	2
水分計 Moisture Gauges		713 4.7	-	2	-	707	4
ガスクロマトグラフ Gas Chromatograph		4,307 28.7	4	114	280	3,420	489
静電除去装置 Electric Static Eliminator		193 1.3	-	39	28	116	10
爆発物・薬物検知器 Explosive & Drug Detector		2,029 13.5	4	3	6	813	1,203
濃度計 concentration meter		4 0.0	-	-	1	3	-
その他 Others		937 6.2	-	-	-	30	907

## 2 各機関別利用状況\*

### UTILIZATION OF RADIATION BY ORGANIZATIONS IN EACH CATEGORY

#### 2.1 医療機関 Hospitals and Clinics

##### 2.1.1 使用許可・届出事業所数(開設者別) Number of Licensed Hospitals and Clinics by Ownership and by License (as of March 31, 2022)

開設者 Type of Ownership	許可・届出の別 Category of License	総数 Total	許可 Permitted	届出 Registered
<b>総数</b>	<b>Total</b>	<b>959</b>	<b>941</b>	<b>18</b>
病院 Hospitals	(総数)	959	941	18
	国・独立行政法人 National	164	163	1
	公的・地方独立行政法人 Local Governmental & Public Organizations	393	390	3
	医療法人および個人 Private	222	215	7
	その他 Other	180	173	7
診療所 Clinics		-	-	-

\*本章のデータには、表示付認証機器届出事業所は含まれていない。

\*Number of Users are not included notifying users of the approved devices with certification labels.



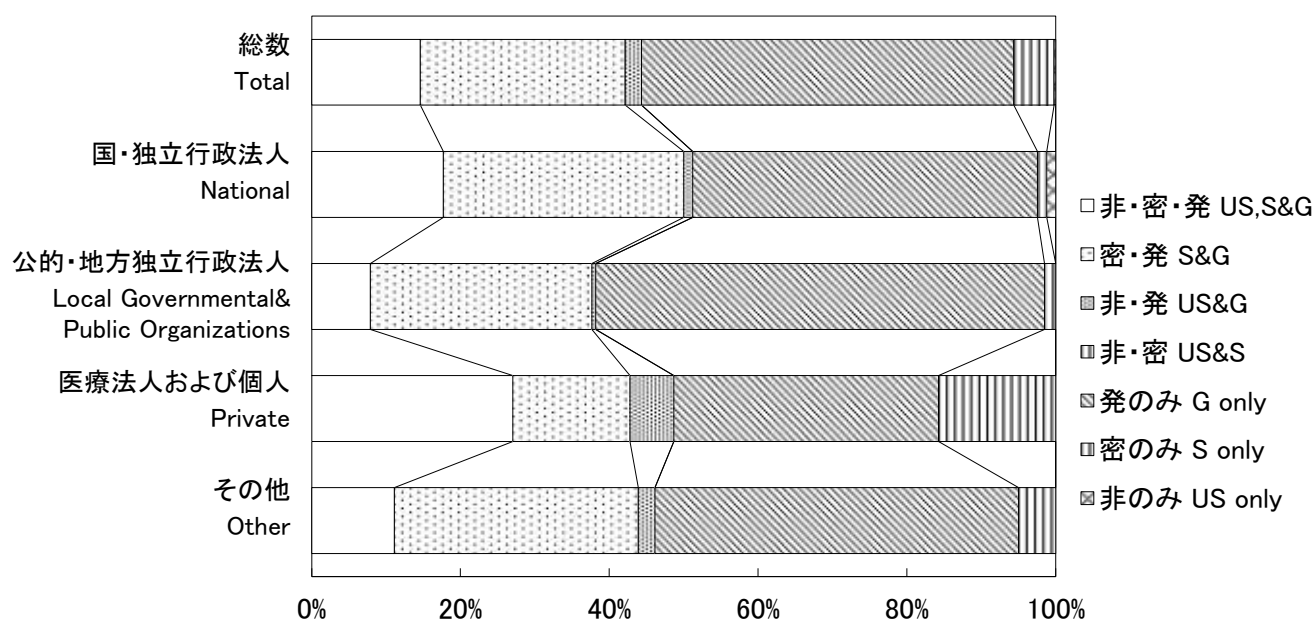
## 2.1.2 使用許可・届出事業所数(開設者別, 利用形態別)

Number of Licensed Hospitals and Clinics by Ownership and by Usage (as of March 31, 2022)

開設者 Type of Ownership	利用形態 Usage	総数 Total	非のみ US only	密のみ S only	発のみ G only	非・密 US & S	非・発 US & G	密・発 S & G	非・密・発 US,S&G	延べ計		
										非US	密S	発G
<b>総数 Total</b>		<b>959</b>	<b>2</b>	<b>52</b>	<b>480</b>	<b>0</b>	<b>21</b>	<b>264</b>	<b>140</b>	<b>163</b>	<b>456</b>	<b>905</b>
<b>構成比 Raito (%)</b>		<b>100%</b>	<b>0.2</b>	<b>5.4</b>	<b>50.1</b>	<b>0.0</b>	<b>2.2</b>	<b>27.5</b>	<b>14.6</b>	<b>17.0</b>	<b>47.5</b>	<b>94.4</b>
病院 (総数) Hospitals (Total)		959	2	52	480	0	21	264	140	163	456	905
国・独立行政法人 National		164	2	2	76	-	2	53	29	33	84	160
公的・地方独立行政法人 Local Governmental & Public Organizations		393	-	6	237	-	2	117	31	33	154	387
医療法人および個人 Private		222	-	35	79	-	13	35	60	73	130	187
その他 Other		180	-	9	88	-	4	59	20	24	88	171
診療所 Clinic		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

図5 病院における利用形態

Fig.5 Usage of Radiation in Licensed Hospitals (as of March 31, 2022)



### 2.1.3 使用許可・届出事業所数(都道府県別, 利用形態別)

Number of Licensed Hospitals and Clinics by Prefectures and by Usage (as of March 31, 2022)

都道府県 Prefectures	利用形態 Usage	総数 Total	非のみ US only	密のみ S only	発のみ G only	非・密 US & S	非・発 US & G	密・発 S & G	非・密・発 US,S&G	延べ計		
										非US	密S	発G
<b>全 国</b>	<b>Total</b>	<b>959</b>	<b>2</b>	<b>52</b>	<b>480</b>	<b>-</b>	<b>21</b>	<b>264</b>	<b>140</b>	<b>163</b>	<b>456</b>	<b>905</b>
都道府県コード												
01	北海道	44	-	1	18	-	-	15	10	10	26	43
02	青森	14	-	1	9	-	1	3	-	1	4	13
03	岩手	12	-	-	8	-	-	3	1	1	4	12
04	宮城	17	-	1	9	-	1	1	5	6	7	16
05	秋田	11	-	-	9	-	-	1	1	1	2	11
06	山形	8	-	-	3	-	-	3	2	2	5	8
07	福島	14	-	1	7	-	-	3	3	3	7	13
08	茨城	20	-	1	13	-	-	4	2	2	7	19
09	栃木	12	-	-	6	-	1	4	1	2	5	12
10	群馬	14	-	1	4	-	-	7	2	2	10	13
11	埼玉	32	-	2	11	-	2	14	3	5	19	30
12	千葉	33	-	2	15	-	2	7	7	9	16	31
13	東京都	102	-	10	46	-	-	30	16	16	56	92
14	神奈川県	51	-	-	30	-	2	11	8	10	19	51
15	新潟	18	-	-	14	-	-	3	1	1	4	18
16	富山	12	-	-	6	-	-	5	1	1	6	12
17	石川	12	-	-	5	-	-	4	3	3	7	12
18	福井	7	-	-	2	-	-	3	2	2	5	7
19	山梨	8	-	-	4	-	-	2	2	2	4	8
20	長野	13	-	-	7	-	-	3	3	3	6	13
21	岐阜	17	-	1	11	-	-	4	1	1	6	16
22	静岡県	29	-	1	16	-	-	6	6	6	13	28
23	愛知県	49	-	2	20	-	2	19	6	8	27	47
24	三重	15	-	3	9	-	1	1	1	2	5	12
25	滋賀	14	-	1	9	-	1	1	2	3	4	13
26	京都	24	1	2	9	-	-	7	5	6	14	21
27	大阪	77	1	4	40	-	2	16	14	17	34	72
28	兵庫県	39	-	3	23	-	-	9	4	4	16	36
29	奈良	9	-	-	5	-	-	1	3	3	4	9
30	和歌山	11	-	1	7	-	1	2	-	1	3	10
31	鳥取	7	-	1	3	-	-	3	-	-	4	6
32	島根	7	-	1	3	-	-	3	-	-	4	6
33	岡山	14	-	-	7	-	1	4	2	3	6	14
34	広島	25	-	5	9	-	-	9	2	2	16	20
35	山梨	15	-	-	7	-	-	6	2	2	8	15
36	徳島	6	-	-	2	-	-	3	1	1	4	6
37	香川	8	-	-	3	-	-	4	1	1	5	8
38	愛媛	11	-	-	4	-	-	5	2	2	7	11
39	高知	6	-	1	3	-	-	1	1	1	3	5
40	福岡	37	-	1	14	-	1	17	4	5	22	36
41	佐賀	7	-	1	5	-	-	1	-	-	2	6
42	長崎	11	-	1	6	-	-	3	1	1	5	10
43	熊本	14	-	-	7	-	1	5	1	2	6	14
44	大分	14	-	1	9	-	1	1	2	3	4	13
45	宮崎	9	-	-	5	-	-	2	2	2	4	9
46	鹿児島	17	-	1	9	-	1	5	1	2	7	16
47	沖縄	13	-	1	9	-	-	-	3	3	4	12

### 2.1.4 近接治療装置の使用許可・届出事業所数(核種別, 放射能別)

Number of Licensed Hospitals and Clinics Using Brachytherapy (as of March 31, 2022)

核種 Nuclides	機器 Apparatus	低線量率近接治療装置 low dose rate brachytherapy				中、高線量率近接治療装置 middle and high dose rate brachytherapy		
		総数 Total	less than 100MBq	100MBq ~less than 1GBq	1GBq ~less than 10GBq	10GBq and over	<NA>	
<sup>60</sup> Co		-	-	-	-	-	22	22
<sup>90</sup> Sr		4	-	-	4	-	-	-
<sup>103</sup> Pd		-	-	-	-	-	-	-
<sup>106</sup> Ru		1	1	-	-	-	-	-
<sup>125</sup> I		113	-	-	1	112	-	-
<sup>137</sup> Cs		13	-	-	6	7	-	-
<sup>192</sup> Ir		15	-	-	5	10	133	134
<sup>198</sup> Au		26	-	-	13	13	-	-
<sup>226</sup> Ra		1	-	-	1	-	-	-

注1 <NA> 欄は許可・届出台数

Note:1 The figure in <NA> shows the number of Apparatus.

## 2.1.5 遠隔照射治療装置の使用許可台数(放射能別, 発生装置の種類別, 年度別)

Changes with the Year in the Number of Teletherapeutic Apparatus in Use in Hospitals and Clinics  
(as of March 31 of Each Year from 2018 to 2022)

放射能, 装置 Activity or Apparatus	年月 Year	Mar. 2018		Mar. 2019		Mar. 2020		Mar. 2021		Mar. 2022		構成比 Ratio(%)
		[CO]	[CS]	[CO]	[CS]	[CO]	[CS]	[CO]	[CS]	[CO]	[CS]	
<b>総数 Total</b>		<b>1,386</b>		<b>1,373</b>		<b>1,374</b>		<b>1,361</b>		<b>1,382</b>		
<sup>60</sup> Co and <sup>137</sup> Cs (総数 Total)		56	8	56	7	54	6	53	6	53	4	100%
Less than 1TBq <H&C>		-	2	-	3	-	2	-	2	-	2	3.5
		2		2		1		1		1		
1TBq ~ less than 10TBq <H&C>		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		-		-		-		-		-		
10TBq ~ less than 100TBq <H&C>		-	6	-	4	-	4	-	4	-	2	3.5
		5		3		3		3		2		
100TBq and over <H&C>		56	-	56	-	54	-	53	-	53	-	93.0
		56		56		54		53		53		
<b>発生装置(総数) Radiation Generators (Total)</b>		<b>1,322</b>		<b>1,310</b>		<b>1,314</b>		<b>1,302</b>		<b>1,325</b>		<b>100%</b>
直線加速器 Linear Accelerators <H&C>		1,144		1,130		1,135		1,124		1,144		86.3
		847		838		830		821		829		
ベータatron Betatrons <H&C>		-		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-		
サイクロtron Cyclotrons <H&C>		160		162		161		160		163		12.3
		150		151		149		148		151		
シンクロtron Synchrotrons <H&C>		16		16		16		16		16		1.2
		16		16		16		16		16		
シンクロサイクロtron Synchrocyclotrons <H&C>		2		2		2		2		2		0.2
		2		2		2		2		2		
マイクロtron Microtrons <H&C>		-		-		-		-		-		-
		-		-		-		-		-		

注1 <H&C> 欄は許可・届出事業所数

注2 [CO]欄は<sup>60</sup>Coの台数, [CS] 欄は<sup>137</sup>Csの台数

Note:1 <H&C> shows the number of licensed Hospitals and Clinics.

Note:2 [CO] shows the number of <sup>60</sup>Co and [CS] shows the number of <sup>137</sup>Cs teletherapeutic apparatus.

2.1.6 おもな装備機器等の使用許可・届出台数(機器の種類別, 核種別)

Number of Major Apparatus in Use in Hospitals and Clinics by Nuclide (as of March 31, 2022)

核種 Nuclides	機器 Apparatus	総数 Total	構成比 (Ratio%)	ガスクロマトグラフ Gas Chromatograph	骨塩定量分析装置 Bone Densitometry	血液照射装置 Blood Irradiators	校正用線源 Calibration Sources
	<b>総数 Total</b>		<b>1,467</b>	<b>100%</b>	-	-	<b>60</b>
<sup>63</sup> Ni		-	-	-	-	-	-
<sup>68</sup> Ge		1,286	87.7	-	-	-	1,286
<sup>90</sup> Sr		8	0.5	-	-	-	8
<sup>125</sup> I		-	-	-	-	-	-
<sup>133</sup> Ba		-	-	-	-	-	-
<sup>137</sup> Cs		99	6.7	-	-	60	39
<sup>153</sup> Gd		-	-	-	-	-	-
<sup>226</sup> Ra		-	-	-	-	-	-
<sup>241</sup> Am		-	-	-	-	-	-
Others		74	5.0	-	-	-	74

## 2.2 教育機関および研究機関

Educational Institutions and Research Institutions

### 2.2.1 使用許可・届出事業所数(教育機関・研究機関の種類別)

Number of Licensed Educational Institutions and Research Institutions by Ownership and by License  
(as of March 31, 2022)

教育機関, 研究機関の種類 Type of Ownership	許可・届出の別 Category of License	総数 Total	許可 Permitted	届出 Registered
<b>総 数</b> Total		<b>458</b>	<b>420</b>	<b>38</b>
<b>教 育 機 関 ( 総 数 )</b> Educational Institutions (Total)		261	244	17
<b>大 学 ( 総 数 )</b> Faculties of Universities and Colleges (Total)		261	244	17
国立・独立行政法人 National		140	131	9
公立・地方独立行政法人 Local Governmental		20	18	2
私 立 Private		101	95	6
短大・高専 Junior Colleges and Technical Colleges		0	—	—
高 校 High Schools		—	—	—
<b>研 究 機 関 ( 総 数 )</b> Research Institutions (Total)		197	176	21
大学付属 Attached to Universities and Colleges		38	38	—
国立・独立行政法人 National		64	57	7
公立・地方独立行政法人 Local Governmental		18	11	7
特殊法人・公益法人 Public Corporation and Non-profit Private		22	19	3
私 立 Private		55	51	4

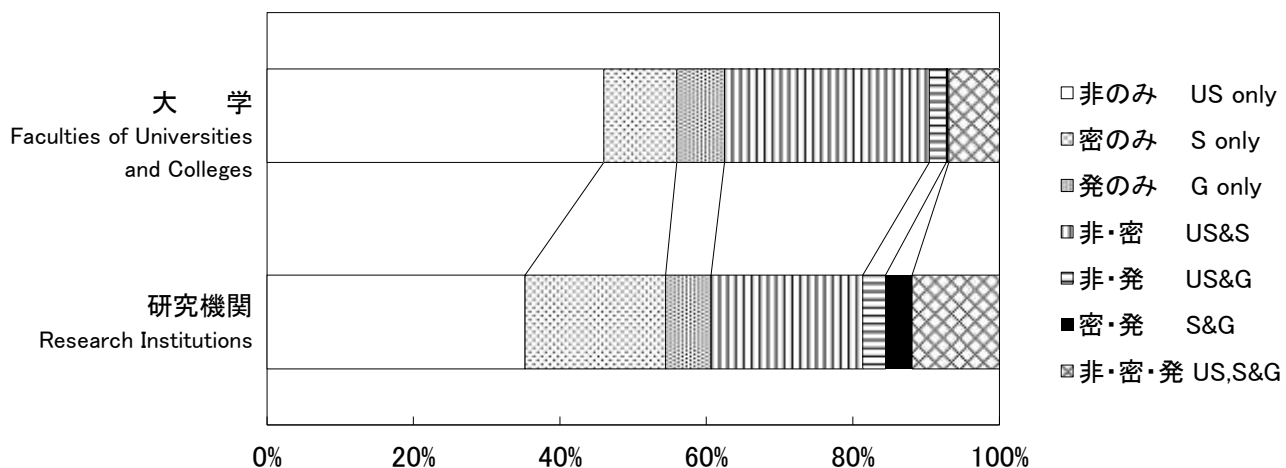
## 2.2.2 使用許可・届出事業所数(教育機関・研究機関の種類別, 利用形態別)

Number of Licensed Educational Institutions and Research Institutions by Ownership and by Usage  
(as of March 31, 2022)

教育機関, 研究機関の種類 Type of Ownership	利用形態 Usage	総数 Total	非のみ US only	密のみ S only	発のみ G only	非・密 US&S	非・発 US&G	密・発 S&G	非・密 発 US,S &G	延べ計 Total		
										非 US	密 S	発 G
<b>総数 Total</b>		<b>454</b>	<b>188</b>	<b>63</b>	<b>29</b>	<b>113</b>	<b>12</b>	<b>8</b>	<b>41</b>	<b>354</b>	<b>225</b>	<b>90</b>
<b>教育機関(総数) Educational Institutions (Total)</b>		<b>261</b>	<b>120</b>	<b>26</b>	<b>17</b>	<b>73</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>18</b>	<b>217</b>	<b>118</b>	<b>42</b>
<b>大学(総数) Faculties of Universities and Colleges (Total)</b>		<b>261</b>	<b>120</b>	<b>26</b>	<b>17</b>	<b>73</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>18</b>	<b>217</b>	<b>118</b>	<b>42</b>
国立・独立行政法人 National		140	54	16	9	47	1	-	13	115	76	23
公立・地方独立行政法人 Local Governmental		20	10	2	-	4	1	-	3	18	9	4
私立 Private		101	56	8	8	22	4	1	2	84	33	15
短大・高専 Junior Colleges and Technical Colleges		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高校 High Schools		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>研究機関(総数) Research Institutions (Total)</b>		<b>193</b>	<b>68</b>	<b>37</b>	<b>12</b>	<b>40</b>	<b>6</b>	<b>7</b>	<b>23</b>	<b>137</b>	<b>107</b>	<b>48</b>
大学付属 Attached to Universities and Colleges		37	11	3	3	9	1	4	6	27	22	14
国立・独立行政法人 National		60	9	14	5	17	3	1	11	40	43	20
公立・地方独立行政法人 Local Governmental		18	5	10	-	2	1	-	-	8	12	1
特殊法人・公益法人 Public Corporation and Non-profit Private		22	5	4	2	4	1	1	5	15	14	9
私立 Private		56	38	6	2	8	-	1	1	47	16	4

図6 大学および研究機関における利用形態

Fig.6 Usage of Radiation in Licensed Universities and Research Institutions (as of March 31, 2022)



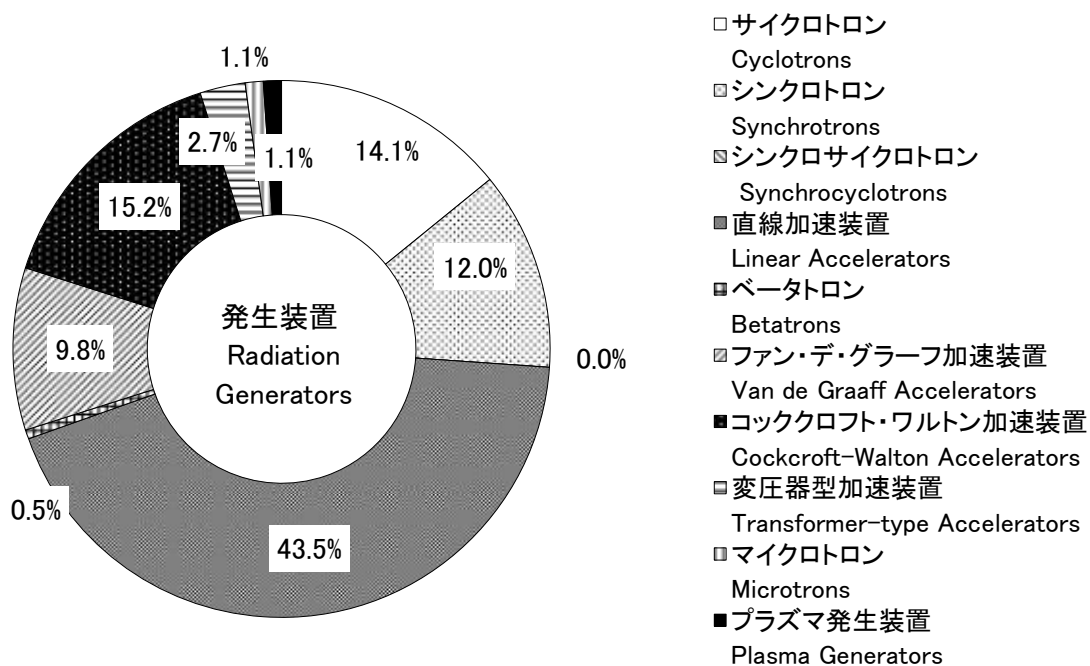
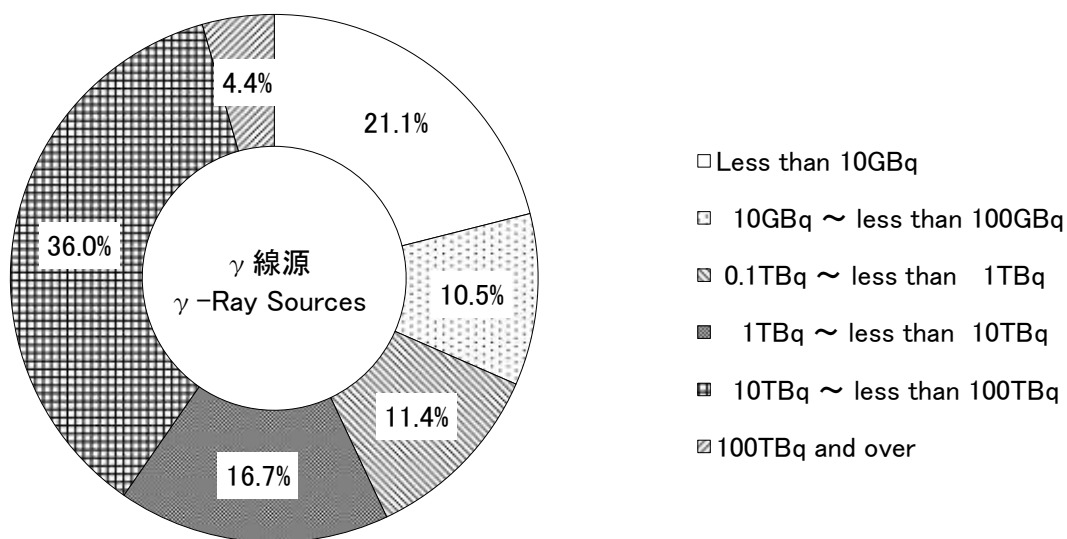
### 2.2.3 照射装置の使用許可・届出台数(放射能別, 発生装置の種類別, 分野別)

Number of  $\gamma$ -Ray Irradiation Facilities and Radiation Generators in Use in Educational Institutions and Research Institutions (as of March 31, 2022)

放射能, 装置 Activity or Apparatus	分野 Fields	総数 Total	構成比 (Ratio%)	教育機関 Educational Institutions	研究機関 Research Institutions
<b><math>\gamma</math>線源 (総数 Total)</b>		<b>114</b>		<b>22</b>	<b>92</b>
<b><math>\gamma</math>-Ray Sources (構成比 Ratio%)</b>			<b>100%</b>	<b>19.3</b>	<b>80.7</b>
Less than 10GBq		24	21.1	—	24
10GBq ~ less than 100GBq		12	10.5	—	12
0.1TBq ~ less than 1TBq		13	11.4	1	12
1TBq ~ less than 10TBq		19	16.7	—	19
10TBq ~ less than 100TBq		41	36.0	19	22
100TBq and over		5	4.4	2	3
<b>発生装置 (総数 Total)</b>		<b>184</b>		<b>38</b>	<b>146</b>
<b>Radiation Generators (構成比 Ratio%)</b>			<b>100%</b>	<b>20.7</b>	<b>79.3</b>
サイクロトロン Cyclotrons		26	14.1	1	25
シンクロトロン Synchrotrons		22	12.0	1	21
シンクロサイクロトロン Synchrocyclotrons		—	—	—	—
直線加速装置 Linear Accelerators		80	43.5	17	63
ベータトロン Betatrons		1	0.5	—	1
ファン・デ・グラーフ加速装置 Van de Graaff Accelerators		18	9.8	9	9
コッククロフト・ワルトン加速装置 Cockcroft-Walton Accelerators		28	15.2	10	18
変圧器型加速装置 Transformer-type Accelerators		5	2.7	—	5
マイクロトロン Microtrons		2	1.1	—	2
プラズマ発生装置 Plasma Generators		2	1.1	—	2



図7 教育・研究機関における照射装置の構成比  
 Fig.7 Number of  $\gamma$ -Ray Irradiation Facilities and Radiation Generators  
 in Use in Educational Institutions and Research Institutions  
 (as of March 31,2022)



## 2.3 民間企業 Private Companies

### 2.3.1 使用許可・届出事業所数(業種別)

Number of Licensed Private Companies by Industry and by License ( as of March 31, 2022)

業種 Category of Industry	許可・届出の別 Category of License		総数 Total	構成比 Ratio(%)	許可 Permitted	届出 Registered
	業種	業種				
<b>総</b>	<b>業</b>	<b>種</b>	<b>886</b>	<b>100%</b>	<b>681</b>	<b>205</b>
Total						
鉱業 Mining			4	0.5	3	1
建設 Construction			6	0.7	3	3
食料品 Food			5	0.6	2	3
繊維 Textiles			30	3.4	30	-
パルプ・紙 Pulp and Paper			137	15.5	135	2
化学 Chemicals			161	18.2	152	9
石油・石炭製品 Petroleum and Coal			25	2.8	25	-
ゴム製品 Rubber			13	1.5	13	-
ガラス・土石製品 Glass, Stone and Clay			10	1.1	9	1
鉄鋼 Iron and Steel			57	6.4	51	6
非鉄金属 Nonferrous Metals			5	0.6	4	1
金属製品 Fabricated Metals			14	1.6	10	4
機械 Machinery			31	3.5	24	7
電気機器 Electric Machines			57	6.4	45	12
輸送用機器 Transportation Equipment			29	3.3	11	18
精密機器 Precising Machinery			34	3.8	18	16
その他製造 Miscellaneous Manufacturing			26	2.9	21	5
電気・ガス Electricity and Gas			18	2.0	17	1
非破壊検査 Nondestructive Inspection Service			57	6.4	57	-
その他計測サービス Other Inspection Services			99	11.2	29	70
その他 Others			68	7.7	22	46

### 2.3.2 使用許可・届出事業所数（業種別，利用形態別）

Number of Licensed Private Companies by Industry and by Usage ( as of March 31, 2022)

業種 Category of Industry	利用形態 Usage	総数 Total	非のみ US only	密のみ S only	発のみ G only	非・密 US&S	非・発 US&G	密・発 S&G	非・密 発 US,S&G	延 べ 計 Total		
										非 US	密 S	発 G
<b>総 数 Total</b>		<b>886</b>	<b>29</b>	<b>753</b>	<b>41</b>	<b>14</b>	<b>15</b>	<b>28</b>	<b>6</b>	<b>64</b>	<b>801</b>	<b>90</b>
<b>構 成 比 Ratio(%)</b>		<b>100%</b>	<b>3.3</b>	<b>85.0</b>	<b>4.6</b>	<b>1.6</b>	<b>1.7</b>	<b>3.2</b>	<b>0.7</b>			
鉱 業 Mining		4	—	3	—	—	—	1	—	—	4	1
建 設 Construction		6	—	5	—	—	1	—	—	1	5	1
食 料 品 Food		5	1	4	—	—	—	—	—	1	4	—
織 維 Textiles		30	1	26	1	—	—	2	—	1	28	3
パルプ・紙 Pulp and Paper		137	—	137	—	—	—	—	—	—	137	—
化 学 Chemicals		161	15	121	6	2	13	1	3	33	127	23
石油・石炭製品 Petroleum and Coal		25	—	23	—	—	—	2	—	—	25	2
ゴ ム 製 品 Rubber		13	—	13	—	—	—	—	—	—	13	—
ガラス・土石製品 Glass, Stone and Clay		10	—	10	—	—	—	—	—	—	10	—
鉄 鋼 Iron and Steel		57	—	54	—	—	—	3	—	—	57	3
非 鉄 金 属 Nonferrous Metals		5	—	5	—	—	—	—	—	—	5	—
金 属 製 品 Fabricated Metals		14	—	10	1	—	—	3	—	—	13	4
機 械 Machinery		31	—	21	8	—	—	2	—	—	23	10
電 気 機 器 Electric Machines		57	4	45	5	—	—	2	1	5	48	8
輸 送 用 機 器 Transportation Equipment		29	—	23	4	—	—	2	—	—	25	6
精 密 機 器 Precising Machinery		34	1	23	5	1	1	3	—	3	27	9
そ の 他 製 造 Miscellaneous Manufacturing		26	—	22	2	1	—	1	—	1	24	3
電 気 ・ ガ ス Electricity and Gas		18	—	14	—	4	—	—	—	4	18	—
非 破 壊 検 査 Nondestructive Inspection Service		57	—	51	3	—	—	2	1	1	54	6
そ の 他 計 測 サ ー ビ ス Other Inspection Services		99	7	83	3	2	—	4	—	9	89	7
そ の 他 Others		68	—	60	3	4	—	—	1	5	65	4

### 2.3.3 $\gamma$ 線照射装置の使用許可・届出台数(放射能別)

Number of  $\gamma$ -Ray Irradiation Facilities in Use in Private Companies (as of March 31, 2022)

放射能 Activity 台数 Number of $\gamma$ -Ray Irradiation Facilities	総数 Total	less than 10GBq	10GBq~ less than 0.1TBq	0.1TBq~ less than 1TBq	1TBq~ less than 10TBq	10TBq~ less than 100TBq	100TBq and over
許可・届出台数	94	20	12	20	21	6	15
〈NC〉		9	9	13	13	2	9

注1 〈NC〉欄は許可・届出事業所数

Note:1 〈NC〉 shows the number of licensed Private Companies.

## 2.4 その他の機関

Other Organizations

### 2.4.1 $\gamma$ 線照射装置の使用許可・届出台数(放射能別)

Number of  $\gamma$ -Ray Irradiation Facilities in Use in Other Organizations (as of March 31, 2022)

放射能 Activity 台数 Number of $\gamma$ -Ray Irradiation Facilities	総数 Total	less than 10GBq	10GBq~ less than 0.1TBq	0.1TBq~ less than 1TBq	1TBq~ less than 10TBq	10TBq~ less than 100TBq	100TBq and over
許可・届出台数	13	7	3	—	1	2	—
〈NO〉		3	2	—	1	2	—

注1 〈NO〉欄は許可・届出事業所数

Note:1 〈NO〉 shows the number of licensed Other Organizations.

別紙2. 放射性同位元素等規制法に係る運用管理システム放射線障害防止総合管理システムから抽出するデータ一覧

事業所管理に係る情報	略称名管理に係る情報	密封保管場所管理に係る情報	密封線源核種管理に係る情報
事業所許可・届出番号	事業所許可・届出番号	事業所許可・届出番号	事業所許可・届出番号
本社情報	略称名種別	事業所使用者区分	事業所使用者区分
事業者情報	略称名コード	密貯蔵場所番号	密貯蔵場所番号
許可・届出情報	略称名印刷表示番号	密貯蔵場所略称フラグ	密貯蔵場所名称
予防使用情報	略称名	密貯蔵場所略称コード	密貯核種番号
事業所区分情報	全名称連結	密貯蔵場所名称	密貯核種類
事業所備考	事業所廃止フラグ	廃密貯許可内容区分	密貯核数量単位
事業所主任者数	略称名更新時間	廃密貯合計単位	密貯蔵能力
事業所最新立入検査年月日		廃密貯合計能力	密貯個数
事業所貯蔵能力情報		密貯蔵場所備考	密貯区分
管理状況報告受付最新年度		密貯訂正年月日	密貯核備考
テスト事業所フラグ		事業所廃止フラグ	密貯核訂正年月日
事業所情報更新時間		密貯蔵場所情報更新時間	事業所廃止フラグ
事業所施設検査			密貯核種情報更新時間
事業所貯蔵能力情報			密貯蔵能力比
許可証表示			
手動フラグ			
事業所貯蔵能力情報			
事業所放射線発生装置最大エネルギー			
旧事業所情報			
移行有無			
販売所・賃貸事業所			
線源登録システムデータ登録			
地震発生時の安全確認			
廃止措置報告日			

非密封保管場所に係る情報	非密封貯蔵能力核種に係る情報	密封線源管理に係る情報	非密封線源建屋管理に係る情報
事業所許可・届出番号	事業所許可・届出番号	事業所許可・届出番号	事業所許可・届出番号
事業所使用者区分	事業所使用者区分	事業所使用者区分	事業所使用者区分
非密封貯蔵場所番号	非密封貯蔵場所番号	密機器管理番号	建屋管理番号
非密封貯蔵場所略称フラグ	非密封貯群	密機器種類	建屋名称
非密封貯蔵場所略称コード	非密封貯核種番号	密機器種類名	訂正年月日
非密封貯蔵場所名称	非密封貯核種類	密核種類管理番号	事業所廃止フラグ
非密封貯許可区分	非密封貯核数量単位	密核種類	密保管場所更新時間
非密封合計貯蔵能力単位	非密封貯蔵能力	密核数量単位	
非密封合計貯蔵能力	非密封貯核備考	密核数量	
特定核種以外1群貯蔵能力単位	非密封貯核訂正年月日	許届密核個数	
特定核種以外1群貯蔵能力	事業所廃止フラグ	密核貯蔵区分	
特定核種以外2群貯蔵能力単位	非密封貯核種情報更新時間	許届密場所略称フラグ	
特定核種以外2群貯蔵能力	非密封貯蔵能力比	許届密場所略称コード	
特定核種以外3群貯蔵能力単位	非密封貯蔵能力比(一覽用)	許届密使用場所	
特定核種以外3群貯蔵能力		許届密目的略称フラグ	
特定核種以外4群貯蔵能力単位		許届密目的略称コード	
特定核種以外4群貯蔵能力		許届密使用目的	
非密封貯蔵場所備考		販売密用途区分	
非密封訂正年月日		販売密用途区分名称	
事業所廃止フラグ		備考	
非密封貯蔵場所情報更新時間		訂正年月日	
非密封合計貯蔵能力比		事業所廃止フラグ	
非密封合計貯蔵能力比(一覽用)		更新時間	
		認証機器番号	

非密封線源核種管理に係る情報	発生装置管理に係る情報	発生装置放射線管理に係る情報	コード管理に係る情報	核種コード管理に係る情報
事業所許可・届出番号	事業所許可・届出番号	事業所許可・届出番号	コード区分	核種コード区分
事業所使用者区分	事業所使用者区分	事業所使用者区分	コード区分番号	質量数1
建屋管理番号	発生装置管理番号	発生装置管理番号	コード名	元素記号1
核種管理番号	発生装置名	発生装置種類区分	定義コード1	質量数2
核種	発生装置種類区分	放射線管理番号	定義コード2	原子記号2
化学区分	発生装置台数	放射線種類		質料数番号
年間使用数量単位	放射線個数	放射線名		群番号
年間使用数量	使用場所略称フラグ	最大エネルギー単位		表示順キ一
3ヶ月使用数量単位	使用場所略称コード	最大エネルギー単位名		下限数量
3ヶ月使用数量	使用場所略称名	最大エネルギー量		
1日使用数量単位	使用場所	出力単位		
1日使用数量	使用目的略称フラグ	出力単位名		
使用場所略称フラグ	使用目的略称コード	出力量		
使用場所略称コード	使用目的略称名	出力測定フラグ		
使用場所	使用目的	出力測定名		
使用目的略称フラグ	備考	出力測定方法		
使用目的略称コード	訂正年月日	備考		
使用目的	コメント	訂正年月日		
備考	事業所廃止フラグ	事業所廃止フラグ		
訂正年月日	更新時間	更新時間		
事業所廃止フラグ		備考2		
更新時間		備考3		
		備考4		
		備考5		



## 入札適合条件

令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務を実施するにあたり、以下の条件を満たすこと。

- (1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。
- (3) 統計等のデータ処理業務（国の役務等）を請け負い、適切な工程管理において実施した実績を有すること。
- (4) 実施体制に、放射性同位元素等の規制に関する法律関係を熟知している者として、第一種又は第二種放射線取扱主任者の資格保有者を含めること。
- (5) 仕様書6. に定義する「機関（医療機関、研究機関、教育機関、民間企業、その他機関）」毎の放射性同位元素又は放射線発生装置の実態（用途と種類、その放射能又は出力等）の概要を業務、研究等を通じて理解していること。
- (6) 作業者は、Microsoft Office ソフト（Word、Excel、PowerPoint）の基本的操作が行えること。
- (7) 本業務を実施する事業所等が、ISMS 認証又はプライバシーマークもしくは JAPICO マークの認定を受けていること。

本件の入札に参加しようとするものは、上記の（1）から（7）までの条件を満たすことを証明するために、様式1及び様式2の適合証明書等を原子力規制委員会原子力規制庁に提出し、原子力規制庁長官官房放射線規制部門が行う適合審査に合格する必要がある。

なお、適合証明書等（添付資料を含む。）を書面で提出する場合は、正1部を提出すること。電子調達システムで参加する場合は、入札説明書に記載の期限までに同システム上で適合証明書を提出すること。

また、適合証明書を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、令和5年7月14日（金）12時までに電子メール又は文書で、下記の原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門に提出すること。

提出先：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ放射線規制部門  
〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル7階

担 当：星 孝行、田村 康明 (housyaseikiseibumon@nra.go.jp\*)

※メールで問合せの際には、併せて電話にてその旨を報告すること。

TEL：03-5114-2155

(様式1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

「令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務」の入札に関し、応札者の条件を満たしていることを証明するため、適合証明書を提出します。

なお、落札した場合は、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官の指示の下、全社を挙げて直ちに対応します。

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

T E L：

E - m a i l：

## 適合証明書

件名：令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務

商号又は名称：

条 件	回 答 (○or×)	資料 No.
(1) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。		
(2) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が確保されていること。		
(3) 統計等のデータ処理業務(国の役務等)を請け負い、適切な工程管理において実施した実績を有すること。		
(4) 実施体制に、放射性同位元素等の規制に関する法律関係を熟知している者として、第一種又は第二種放射線取扱主任者の資格保有者を含めること。		
(5) 仕様書6.に定義する「機関(医療機関、研究機関、教育機関、民間企業、その他機関)」毎の放射性同位元素又は放射線発生装置の実態(用途と種類、その放射能又は出力等)の概要を業務、研究等を通じて理解していること。		
(6) 作業者は、Microsoft Office ソフト(Word、Excel、PowerPoint)の基本的操作が行えること。		
(7) 本業務を実施する事業所等が、ISMS 認証又はプライバシーマークもしくはJAPICO マークの認定を受けていること。		

適合証明書に対する照会先

所在地 : (郵便番号も記載のこと)

商号又は名称及び所属 :

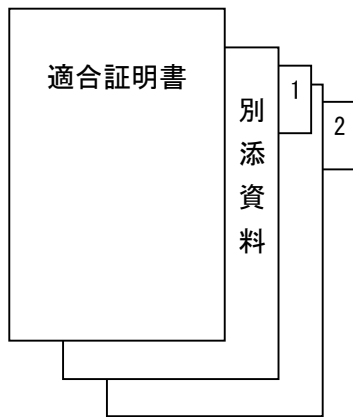
担当者名 :

電話番号 :

E-Mail :

## 記載上の注意

1. 適合証明書の様式で要求している事項については、指定された箇所に記載すること。なお、回答欄には、条件を全て満たす場合は「○」、満たさない場合は「×」を記載すること。
2. 内容を確認できる書類等を要求している場合は必ず添付した上で提出すること。なお、応募者が必要であると判断する場合には他の資料を添付することができる。
3. 適合証明書の説明として別添資料を用いる場合は、当該項目の「資料 No.」欄に資料番号を記載すること。  
その場合、提出する別添資料の該当部分をマーカー、丸囲み等により分かりやすくすること。
4. 資料は、日本語（日本語以外の資料については日本語訳を添付）、A4判（縦置き、横書き）で提出するものとし、様式はここに定めるもの以外については任意とする。
5. 適合証明書は、下図のようにまとめ提出すること。



- ①項目ごとにインデックス等を付ける。
- ②紙ファイル、クリップ等により、順序よくまとめ綴じる。

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、  
（以下「乙」という。）とは、「令和5年度放射性同位元素等規制法に係る許認可等の情報集計処理業務」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 金 円（うち消費税額及び地方消費税額円）とする。  
2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

(契約期間)

第3条 契約締結日から令和6年3月29日までとする。

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(一括委任又は一括下請負の禁止等)

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

(監 督)

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない

い。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

(完了の通知)

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

(検査の時期)

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴収することができる。

- (1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物（以下「納入物」という。）の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額
- (2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報（以下「保全情報」という。）が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者（乙の親会社、地域統括会

- 社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額
- (6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

- 第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

- 第14条 甲は、役務行為が完了した後も役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。
- 2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をして



も、なお損害賠償の請求をすることができる。

- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

#### (保全情報の取扱い)

第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。

- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

#### (秘密の保持)

第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。

- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

#### (権利義務の譲渡等)

第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。

- (1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設

定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### （著作権等の帰属・使用）

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### （個人情報の取扱い）

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
- (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
- (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(資料等の管理)

第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

(契約の公表)

第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

- 2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

## 特記事項

### 【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
  - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
  - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
  - ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### 【特記事項2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直

ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

#### (損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号  
支出負担行為担当官  
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

以下、仕様書を添付